
平成27年 第2回(定例)南部町議会会議録(第2日)

平成27年3月5日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成27年3月5日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第26号 平成27年度南部町一般会計予算
- 日程第4 議案第27号 平成27年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第5 議案第28号 平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第29号 平成27年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第7 議案第30号 平成27年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第8 議案第31号 平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第9 議案第32号 平成27年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第10 議案第33号 平成27年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第11 議案第34号 平成27年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第12 議案第35号 平成27年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算
- 日程第13 議案第36号 平成27年度南部町水道事業会計予算
- 日程第14 議案第37号 平成27年度南部町病院事業会計予算
- 日程第15 議案第38号 平成27年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第16 議案第39号 南部町まちづくり計画の変更について
- 日程第17 議案に対する質疑

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第26号 平成27年度南部町一般会計予算
- 日程第4 議案第27号 平成27年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第5 議案第28号 平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第6 議案第29号 平成27年度南部町墓苑事業特別会計予算
日程第7 議案第30号 平成27年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
日程第8 議案第31号 平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
日程第9 議案第32号 平成27年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
日程第10 議案第33号 平成27年度南部町公共下水道事業特別会計予算
日程第11 議案第34号 平成27年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
日程第12 議案第35号 平成27年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算
日程第13 議案第36号 平成27年度南部町水道事業会計予算
日程第14 議案第37号 平成27年度南部町病院事業会計予算
日程第15 議案第38号 平成27年度南部町在宅生活支援事業会計予算
日程第16 議案第39号 南部町まちづくり計画の変更について
日程第17 議案に対する質疑

出席議員（14名）

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 青砥日出夫君
9番 細田元教君	10番 石上良夫君
11番 井田章雄君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 秦伊知郎君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	唯清視君	書記	前田憲昭君
		書記	石谷麻衣子君
		書記	石賀志保君

書記 小 林 公 葉君

書記 ----- 中 上 和 也君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂 本 昭 文君	副町長	陶 山 清 孝君
教育長	永 江 多輝夫君	病院事業管理者	吉 原 賢 郎君
総務課長	加 藤 晃君	行財政改革推進室長	三 輪 祐 子君
企画政策課長	上 川 元 張君	防災監	種 茂 美君
税務課長	岡 田 厚 美君	町民生活課長	山 根 修 子君
教育次長	板 持 照 明君	総務・学校教育課長	福 田 範 史君
病院事務部長	中 前 三紀夫君	健康福祉課長	畠 稔 明君
福祉事務所長	頼 田 光 正君	建設課長	芝 田 卓 巳君
上下水道課長	仲 田 磨理子君	産業課長	頼 田 泰 史君
監査委員	須 山 啓 己君		

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、延会としていました会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

6 番、景山浩君、7 番、杉谷早苗君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 3 議案第 26 号 から 日程第 16 議案第 39 号

○議長（秦 伊知郎君） 4 日の会議に引き続き、町長より提案理由の説明を求めます。

この際、日程第3、議案第26号、平成27年度南部町一般会計予算から、日程第16、議案第39号、南部町まちづくり計画の変更についてまで一括説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第26号から日程第16、議案第39号までを一括して説明を受けます。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長です。

.....
議案第26号

平成27年度南部町一般会計予算

平成27年度南部町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,843,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成27年3月 4日

南 部 町 長 坂 本 昭 文

平成27年3月 日

決 南部町議会議長 秦 伊 知 郎

.....

7 ページのほうにお進みください。地方債でございます。CATV機器更新事業、限度額3,930万円、起債の方法は証書借り入れ、利率は3%以内、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以降、法勝寺児童館整備事業1,420万円、水道統合事業5,500万円、リサイクルプラザ改良事業740万円、農業基盤整備促進事業570万円、辺地対策事業3,310万円、広域基幹林道整備事業810万円、道路整備事業3,840万円、辺地対策事業（驛牛行者山線改良）でございますが、1,400万円、西伯カントリーパーク駐車場整備事業1,470万円、防火水槽整備事業1,340万円、緊急防災・減災事業2,640万円、西伯小学校プール改築事業1億5,440万円、法勝寺電車展示場整備事業1,430万円、臨時財政対策債1億9,270万円、合計15件で6億3,110万円でございます。

合併特例債を適用するものは、このうちのCATV機器更新事業、法勝寺児童館整備事業、水道統合事業、リサイクルプラザ改良事業、西伯カントリーパーク駐車場整備事業、防火水槽整備事業、西伯小学校プール改築事業、法勝寺電車展示場整備事業の8事業、3億1,270万円でございます。（「ごめん、もう一度言って」と呼ぶ者あり）CATV機器更新事業、法勝寺児童館整備事業、水道統合事業、リサイクルプラザ改良事業、それから西伯カントリーパーク駐車場整備事業、防火水槽整備事業、西伯小学校プール改築事業、法勝寺電車展示場整備事業、以上の8事業でございます。（「書いてないことは言わんでもいい」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

次に、当初予算の説明資料のほうで歳入歳出のほうを御説明いたしますので、別冊になっております当初予算案説明資料のほうをごらんください。

まず、昨日の町長の施政方針でありましたが、最近の経済動向につきまして、政府は景気の緩やかな回復基調が続いているとされているところでございます。今後についても雇用や所得環境の改善傾向が続く中で、原油価格の下落や各種の政策効果によって穏やかながら回復していくことが期待されてはおりますが、地方への波及効果についてはまだまだ一部にとどまっている感が否めないところでございます。一方、少子高齢化によりまして社会保障費が増加しており、南部町におきましてもその傾向を踏まえた中で、平成27年度一般会計予算の編成をしたところでございます。

今年度予算の特徴といたしまして、地方創生を背景に26年度から取り組んでいる人口減少、少子化対策をさらに進めるとともに、安心・安全な魅力ある南部町に向けての施策を進めるため

の予算を計上してるところでございます。新規事業の主なものといたしまして、40年を経過し、老朽化した西伯小学校プール改築事業に1億8,300万、消防自動車更新事業に2,600万等を計上してるところでございます。

今回の一般会計の予算は、68億4,300万円となっております。昨年度比7,500万円、1.1%の減となりました。基金の繰り入れによります収支ギャップの調整は、4億7,200万円となっております。今後とも国の動向に引き続き留意しながら、慎重に財政運営をしていきたいと思っております。

そういたしますと、1ページのほうをごらんください。予算規模の比較でございます。一般会計68億4,300万円でございます。昨年と比べますと7,500万円の減額で、前年比でございますと1.1%の減ということになります。これに今年度からの繰り越し予算約1億ございますので、合わせますと69億3,000万円程度の実質予算となる予定でございます。下のほうに一般会計予算総額の推移をグラフのほうにしておりますが、最近、67億から8億あたりということで、大体同じような金額を計上させていただいてるところでございます。

2ページ目のほうになりますが、27年度の主要事業ということで上げさせていただいております。この中で、主なものを御説明いたします。町長マニフェストに従いまして分類しておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、人と環境にやさしいまちづくりでございますが、今回ここには新規はございません。従来から進めております住宅太陽光発電システム、自然エネルギーの導入事業等で自然に優しい、環境に優しい自然エネルギーの利用というのを促進していこうと考えておるところでございます。また、住環境についても整備をしていくような形で予算を組ませていただいております。

安心・安全のまちづくりでございますが、今回新規事業といたしまして消防ポンプ自動車・消防用バイク購入事業を2,641万1,000円計上いたしております。これは消防ポンプ車のほうが1台古くなっておりまして、更新をするものでございます。

それから、3つ目でございますが、生活困窮者自立支援事業、これも新規でございます。社会福祉協議会において委託して実施を考えておりますが、相談支援員を配置いたしまして生活困窮に対するさまざまな対応をしていこうということで、600万円計上しております。

子育て包括支援センター運営事業でございます。子育て包括支援センターを開設いたしまして、母子健康相談につきまして専属職員を配置し、妊娠の段階から切れ目のない支援を行っていくということで、289万8,000円を計上してるところでございます。

その下がすみれこども園研修派遣受入事業でございますが、新しく認定こども園としてスタートいたしますすみれこども園にさくら・つくし保育園の指定管理をしております社会福祉法人伯耆の国から研修派遣を受け入れまして、ともに新しい制度の中での研修をしていくということで、1,221万円を計上しております。

それから、次ページでございますが、一番上の誕生祝い金事業でございます。南部町に居住します満1歳の誕生日を迎えた子供さん、それからその兄弟に祝い金を贈る事業でございますが、これ、昨年度から始まっておりますけども、ことし1月に第1号の記念のお祝いを贈ることができました。来年度予算としまして、594万2,000円を計上してるところでございます。

その3つ下でございますが、子育て応援事業ということで少子化対策につきます子育て関係を充実していこうということで、1,085万円を予定してるところでございます。

それから、中ほどがちょっと下になりますが、三世代同居支援事業、これ、三世代家族の同居のための住宅の新築・増改築でございますが、これもかなり昨年希望が多くなりまして補正予算もさせていただいております。ことしも引き続き、努めていこうと考えてるところでございます。

一番下になりますが、ライフサイエンス推進事業でございます。これは今までアミノインデックスの関係でやっておりましたが、今回対象年齢を40歳から35歳以上と広げまして、また事業内容も拡充をして金額的には減額になりますが、拡充した格好で実施していこうと考えてるところでございます。

次、4ページになります。一番上の臨時福祉給付金事業でございます。これは町民税が課税されていない方を対象に給付金を交付しておりますが、ことしも引き続きある予定でございます。金額的には昨年の額よりも若干減りまして6,000円、それから児童手当を支給してる方につきましては3,000円という形になりますが、継続して事業を実施いたします。

教育・文化のまちづくりでございますが、最初に法勝寺児童館整備事業として2,207万8,000円を計上いたしております。すみれ保育園が移転改築になりましたので、旧園舎を改修いたしまして児童館として整備するものでございます。

その2つ下でございますが、児童館館長報酬でございます。宮前児童館、法勝寺児童館の運営を統括して行います館長を配置するところでございます。234万8,000円でございます。

その2つ下でございますが、少人数学級加配教員対応寄附金でございます。従来から少人数学級等につきまして行っていたとこでございますけども、本年度から新たに小学校3年生の30人学級を実施することとしております。今まで小学校2年生までは県のほうの費用で行っていましたが、新たに小学校の3年生までは町の責任で30人学級をするということに決定いたしました。

た。500万円でございます。

それから、西伯小学校プール改築事業でございます。西伯小学校のプールも築40年を経過いたしまして非常に老朽化が目立っているということで、プールを改築するものでございます。1億8,295万2,000円を計上いたしております。

それから、法勝寺電車展示場整備事業でございますが、修理が完了いたしまして今、後藤車両のほうに保管していただいているわけでございますが、こちらのほうに持って帰って展示をしたいということで展示場を整備するものでございます。3,008万4,000円でございます。

板祐生記念館開館20周年記念事業でございます。20周年をたちました関係で、今回縁のあります方の特別展を開催したいと考えておりまして、295万4,000円を計上いたしております。

健康増進施設、これはレークサイドアリーナでございますが、改修事業ということで緑水園のほうの隣にありますレークサイドアリーナの屋根等が非常に老朽化しておりますので、これを改修するものでございます。3,312万8,000円でございます。

西伯カントリーパーク駐車場整備事業ですが、西伯カントリーパークの駐車場がかねてから狭いということでございましたが、現在用地が確保できるようになりましたので、ここに駐車場を整備するものでございます。1,557万4,000円でございます。

次ページのほうにお移りください。産業振興など活気みなぎるまちづくりでございます。

最初に、南部町イメージ戦略事業でございます。これはソーシャルデザインの専門家をアドバイザーに迎えまして、南部町の全体的なブランディングを行いまして、全国に発信するイメージ戦略等を検討するというので、325万6,000円を計上いたしております。

地域しごと支援センター運営事業、これは2月の補正で説明しておりますので、省略いたします。

それから、下から4つ目でございますが、定住促進対策事業ということで、これも昨年から行っているわけですが、ことしは賃貸住宅等の建設費用の助成、あるいは分譲用宅地の造成費用の助成、それから新婚・子育て世帯の賃貸住宅の家賃を助成するというので、今回拡充してるところでございます。2,362万4,000円でございます。

次のページにお進みください。新規就農総合支援事業からみんなで活かす森林資源活用事業等、産業課の関係で農林業を支援するというので、引き続き計上してるところでございます。

次の住民参画で持続する町と地域のまちづくりでございます。CATVの機器更新事業でございますが、施設整備から8年経過いたしまして今、アナログの状態でございますが、非常に機

器の更新で部品もなくなって難しいということでございますので、施設整備を行うということでございます。デジタル化のほうを行いたいと考えておるところでございます。

それから、7ページでございますが、地域振興交付金事業でございます。引き続き、地域振興協議会のほうの活動を支援していくということで、ますます重要な位置づけを持っていただいておりますので、これを支援していくということで予算を組ませていただいております。5,464万7,000円でございます。

次、はぐっていただきまして、A3判のほうになります。基金の推移でございます。

基金につきましてグラフのほうにしております。この3年、4年ほどは30億を超えております。来年度の予定にいたしましては、現在昨年と比較しますと若干下がってるような格好になっておりますが、これは財源ギャップの関係で予算のスタートのときにはちょっと下げております。できましたらこれをなるべく減らさないような形で執行していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

そこ、色分けをしておりますが、これは基金の種類によりまして色分けしてるところでございますけども、この下に表がございます。公共施設整備基金につきましては、ことはCATVの機器更新ということで、3,500万円を使いたいと考えております。27年度末の予定残高につきましては、2億5,164万5,000円でございます。

それから、減債基金と財政調整基金につきましては、これは財源収支のギャップに充当するというので減債基金のほうを3億円、財政調整基金のほうを1億1,300万円取り崩す予定としております。合計4億1,300万円を財源の収支ギャップのほうに充当したいと考えておるところでございます。減債基金の27年度末見込みにつきましては10億4,677万6,000円、財政調整基金につきましては4億8,037万7,000円を予定いたしております。

それから、上のほうのその他でございますが、今回の執行の中からの取り崩し予定でございますが、緑水園管理運営基金のほう、これを緑水園の管理事業のほうに77万9,000円、あいのわ銀行の基金のほうでございますが、あいのわ銀行運営事業に463万1,000円、さくら基金のほうで法勝寺児童館の整備に70万円、観光資源魅力向上事業に10万4,000円、夢に向かって自立する子供育成に123万1,000円、法勝寺電車展示場整備事業に1,500万円ということで、合計2,244万5,000円を取り崩したいと考えております。27年度末見込みにつきましては11億1,274万5,000円と予定してるところでございます。

次の地方債現在高に対します基金残高と算入交付税の推移でございます。

過去4年間にわたりまして起債の残高を基金、それから国からの交付税措置を足したものが上

回っている状況にありまして、27年度におきましても同様な傾向があると考えておるところで
ございます。

金額に対しましてその下の表にしておりますが、基金残高、算入交付税の合計額でございま
すが、これが79億4,219万3,000円、起債残高が71億8,152万4,000円で
ございますので、この差し引き7億6,000万ほど現在上回っている状態にあるということで
ございます。

それから、次、はぐっていただきまして、予算の分析でございます。

まず、歳入予算でございます。歳入予算で主なものでございますが、町税が9億277万3,
000円、構成比といたしましては13.2%でございます。

地方交付税につきましては31億円を予定しておりまして、45.3%。

それから、国庫支出金につきまして5億4,765万3,000円を予定いたしてございまして、
8.0%。

県支出金のほうが5億9,902万4,000円を予定いたしまして、8.8%。

繰入金、基金のほうからでございますが、4億7,262万5,000円を計上いたしまして、
6.9%。

町債のほうが6億3,110万円ということで、9.2%でございます。

下のほうのグラフをつけておりますけども、これを見ていただきますように自主財源というの
が24.7%ということで、これは町税とか繰入金とかというものでございますが、非常に低い
ということでございます。

依存財源が75.3%ということで、約4分の3を頼って財政が動いてると。その中でも地方
交付税が全体の歳入の45.3%を占めてるということでございまして、これの増減につきまし
て非常に敏感にならざるを得ないということでございます。

昨年の比較といたしまして、増減の大きなものと右のほうに書いた差し引き増減額、上のほう
の表の右から2つ目でございますが、上げております。

町税につきましては、337万8,000円の減。

地方譲与税につきましては、674万7,000円の減。これは主に自動車重量税の関係の減
でございます。

それから、地方消費税の交付金につきましては、社会保障費分を見込みまして7,295万3,
000円の増。

地方交付税につきましては、合併算定がえの関係で特例期間が終わりましたので、そのことを

見込みまして4,000万の減。

国庫支出金等につきましては下のほうを見ていただきますと、別な表、増減の主なものをつけておりますが、そこを見ていただきますと国庫支出金といたしましては、大きなものとして臨時福祉給付金事業補助金でございますが、これは昨年度から引き続いておりますけども、額が減額になったということでございまして2,698万8,000円の減、防災・安全交付金でございますが、道路ストック点検等に使うということで4,940万円の増、学校施設環境改善交付金ということで、西伯小学校のプール改築事業のほうで2,040万円等が増減の大きなものでございます。

その下の町債でございますが、辺地対策事業でアリーナの改修に3,310万円の増、すみれ保育園の新築事業債の関係で3億3,170万円の減、これ、事業が終わったということでございます。CATVの機器更新事業のほうで3,930万円の増、西伯小学校プール改築事業で1億5,440万円の増等を見込んでおります。

それから、繰入金でございますが、公共施設整備基金への繰り入れ、これはCATVの機器更新でございますけども、3,500万円の増を予定してるところでございます。

右の表のほう、県支出金でございますけども、緊急雇用創出事業補助金でございますが、これは昨年、地域の人づくり事業ということで行っておりました。これが終了いたしますので、3,170万円減。それから、緑の産業再生プロジェクト事業費補助金、これはすみれ保育園の新築に使ったものでございますが、1億5,000万円の減。それから、多面的機能支払交付金事業補助金でございますけども、農地の維持、資源向上等に使う事業でございますが、これが3,999万3,000円の増。それから、がんばる地域プラン支援事業ということで、果樹等の生産基盤の整備、あるいは選果場の改修等に1,768万5,000円の増等があるところでございます。

諸収入のほうといたしましては、合併10周年記念音楽祭入場料、これは実施いたしておりません関係で2,000万円の減となっておりますところでございます。

次、はぐっていただきまして、歳出でございます。

まず、目的別でございますが、これは目的別といいますと、款項の区分を基準に分類したものでございます。大ざっぱに言えば各課ごとの予算比の予算の比重がわかるというような形でございます。

総務費のほうで12億5,281万3,000円、主に人件費等が入ってるところでございます。

民生費が20億2,016万8,000円、扶助費等が大きいものでございます。

それから、農林水産業費が6億5,532万9,000円。

上のほう、衛生費が7億4,025万4,000円でございます。

土木費のほうが3億8,072万9,000円。

教育費が7億1,605万3,000円。

公債費のほう、8億6,277万7,000円が大きなものでございます。

右のほう、増減を書いておりますので見ていただきますと、民生費の関係で4億6,791万4,000円減額になっておりますが、これ、すみれ保育園の改築事業が終了した関係のものが大きなものでございます。

真ん中に円グラフをつけておりますけども、これを見ていただきますと民生費が約30%を占めているということで、また今後につきましてもこの伸びが見込まれるところでございます。

それから、増減の主なものにつきまして下のほうの表をつけております。

民生費でございますけども、臨時福祉給付金事業、これは先ほど申しましたが、単価の改定によりまして今回2,698万8,000円の減額を見込んでおります。それから、後期高齢者医療給付費でございますが、広域連合への負担金でございますけども、1,593万3,000円の減を見込んでおります。それから、下のほうになりますが、すみれ保育園の新築事業終了のために4億9,922万2,000円の減でございます。

反対に増加いたしましたものといたしまして、上のほうから6つ目でございますが、自立支援介護給付事業、これは障がい者の福祉サービス事業ということで今回10%の増を見込んでおりまして、2,171万1,000円の増でございます。更生医療給付事業でございますが、これも障がいの方の医療費を助成するものでございまして、1,135万1,000円増加を見込んでるところでございます。それから、ちょっと下がります、すみれこども園の研修派遣受入事業1,221万円。すみれこども園の保育士等報酬・賃金、これは新しく0歳児等を始める関係で、その関係のものもございまして、人員がふえるということで1,462万5,000円を計上いたしております。それから、下のほうでございますが、法勝寺児童館整備事業ということで、2,207万8,000円を予定してるところでございます。

総務費につきましては、CATV機器更新事業で7,649万9,000円を予定しております。それから、定住促進対策事業ということで、賃貸住宅に入られます方の家賃補助、あるいは民間の宅地開発事業ということで、1,679万円の増を見込んでるところでございます。

反対に、減少といたしましては、地域人づくり事業、先ほど説明したものでございますが、3,

170万円の減、10周年の音楽祭開催事業2,027万7,000円の減でございます。

それから、右のほう、衛生費でございますけども、水道統合事業2,484万8,000円の減でございます。これは事業の年度割の関係で事業費の関係を動かしておりますが、その関係もございまして減額となっております。

それから、農林水産業費のほうでございますけども、健康増進施設改修事業、これはアリーナの改修事業でございます。3,312万8,000円。それから、多面的機能支払交付金事業は、水と農地の関係で農地の維持ということで、4,571万7,000円の増でございます。がんばる地域プラン支援事業は、選果場等の改修事業で2,596万8,000円の増でございます。それから、農林基盤整備促進事業でございますが、これは樋門の改修とかため池改修のほうで予定しております、3,200万円の増でございます。

教育費についてでございますが、西伯小学校芝生化事業を終了しましたので、1,717万9,000円の減でございます。西伯小学校プール改築事業に1億8,295万2,000円の増、法勝寺電車展示場整備事業に3,008万4,000円の増を見込んでいるところでございます。

土木費でございますけども、道路ストック点検事業に5,100万円の増、それからカントリーパーク駐車場整備事業に1,557万4,000円の増を見込んでるところでございます。

消防費につきましては、消防ポンプ自動車・消防用バイクの購入事業ということで、2,641万1,000円を計上してるところでございます。

次、はぐっていただきまして、性質別でございます。これは用途によって位置づけから分けるものでございます。義務的経費、投資的経費、その他の経費という格好になっておりますが、義務的経費といいますと、その支出を必ずせないけん、義務づけられている経費でございます。人件費、公債費、扶助費でございます。それにつきましては29億2,464万9,000円で、42.8%の割合を占めてるものでございます。

投資的経費につきましては、道路、それから橋梁、学校など、行政水準の向上に直接に関係する経費でございまして、普通建設事業、それから災害復旧事業等がございます。これが8億9,532万2,000円、13.1%の率でございます。

それから、その他につきましては、上2つに入らないものでございまして、ここに書いておりますように補助費から予備費までが計上されております。30億2,302万9,000円で、44.1%となっております。

増減関係のほうでございますが、投資的経費の中で補助事業3億7,046万円の増でございますが、これは西伯小学校のプール改築、それから町道整備、ストック点検等の関係でふえてる

ものでございます。

反対に、単独事業のほうの3億6,351万9,000円の減につきましては、すみれ保育園の改築事業の関係で減額となっておりますのでございます。

下のほうの増減の理由の主なものにつきましては、先ほど説明したものと重なりますので、省略をさせていただきます。

そういたしますと、予算書の96ページのほうにお戻りください。給与費明細の関係でございますが、特別職、次のページは一般職となっております。特別職につきましては、町、それから議員、その他の特別職となっておりますが、増減の関係で下の欄の比較を見ていただきますと、長等のところが給料で300万5,000円の増、それから期末手当、年の関係でございますが、124万4,000円増というのがございます。これは給与改定、今回条例をお願いしておりますが、その関係を見込んでの金額でございます。

その他の特別職65人、2,555万1,000円の増となっておりますが、これは選挙の関係の立会人とか、そういう方も全部含んでおりますので、ことし選挙等もございまして、その関係の増だと思っただけだと思っております。

それから、下のほうの一般職のほうでございますけれども、この表につきましては、まだ給与改定の今回条例上げております給与改定分は考慮しておりません。これはシステムの関係でちょっと今、できないということでございまして、現在の給与ベースの関係でしております。その関係で実際の金額につきましては、これよりも下がってくるということを考えてるところでございます。比較のほうといたしまして、給料が1,561万7,000円の減、職員手当が478万3,000円の増となっておりますけれども、給与のほうにつきましては、これは職員の退職、震災の関係等が主でございまして、減額としてるところでございます。

手当につきましては、下のほうの表をごらんいただきたいと思っております。

次、はぐっていただきますと98ページでございますが、その分の内訳を書いておるところでございます。

次、101ページのほうに見ていただきますと、債務負担行為で翌年度以降の支出予定額等の調書でございます。ここに書いております金額が現在、債務負担行為として計上してるものでございまして、これが今後も支出の見込みがあるというものでございます。

それから、105ページのほうにお進みいただきたいと思っておりますが、地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。今年度の増減でございますけれども、起債の見込み額6億3,110万円起こしまして、今年度の償還元金の見込み額が7億8,773万1,000円ということで、

差し引き1億5,663万1,000円の減でございます。その関係で、当年度末現在高見込み額につきましては、71億7,483万9,000円と見込んでいるところでございます。

以上で説明終わりますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。続きまして、議案第27号、平成27年度南部町国民健康保険事業特別会計予算の提案をさせていただきます。

議案第27号

平成27年度南部町国民健康保険事業特別会計予算

平成27年度南部町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,615,326千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年3月 4日

南 部 町 長 坂 本 昭 文

平成27年3月 日

決 南部町議会議長 秦 伊 知 郎

それでは、まず、6ページをごらんください。総括表でございます。歳入ですが、前年度と比較いたしまして1億6,680万9,000円の増額で、27年度予算を16億1,532万6,000円としております。

歳出も同額でございますので、省かせていただきます。

歳出について詳しく御説明させていただきますので、13ページをごらんください。主なものを説明させていただきます。

まず、給付費のほうになります。2款保険給付費、1項療養諸費でございます。こちらのほうは、ほぼ前年度並みの金額を予定しておりますので、ごらんください。その中で、2目の退職被保険者等療養給付費が379万4,000円、前年度と比較して減額しております。

次に、2款保険給付費、2項高額療養費でございます。1目の一般被保険者高額療養費でございますが、こちらが昨年度と比較いたしまして1,244万3,000円の増額で、1億1,818万5,000円。

2目の退職被保険者等高額療養費でございますが、263万円の増額で、1,633万1,0

00円としております。

それから、次、1ページもめくっていただきまして、3目一般被保険者高額介護合算療養費3万7,000円の増額で、35万5,000円。

4の退職被保険者高額介護合算療養費7,000円の増額で、4万9,000円としております。

高額療養費のほうは全部で1,511万7,000円を昨年度と比較して増額いたしまして、1億3,492万円としておりますが、これは主に27年1月からなんですが、70歳未満の方の高額の限度額が変わりました。今まで3段階に分かれていたものが5段階に分かれた関係で増額となるものでございます。

続きまして、16ページになりますが、6款の共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金でございます。これが昨年度と比較いたしまして201万5,000円の増額で、2,220万6,000円を見込んでおります。こちらが高額医療費の拠出金が80万円以上からのものを拠出し、県で調整するものでございまして、県全体で上がっているということで、こちらの増額になっております。

次、めくっていただきまして、3目になります。保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、こちらが1億6,883万1,000円の増額になりまして、27年度2億8,587万8,000円とさせていただいております。こちらは保険財政共同安定化事業の拠出金で、今まで30万円から80万円の給付費を県で調整して拠出していたものが、これからは1円から80万円ということになりますので、その分の試算をいたしまして、こちらの増額となっております。

そして、続いてめくっていただきまして、19ページになりますが、8款諸支出金、2項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金になります。こちらのほうですが、本年度も前年度と変わらず1,000円の予算にしておりますが、こちらのほうは毎年年度を変わりましたから保険の要綱を決めて、そちらが決まりましたからの金額になりますので、補正で対応させていただこうと思っております。

そのほかの予算につきましては、おおむね前年度並みの金額を上げさせていただいております。

次に、20ページでございます。給与費明細でございますが、特別職の給与費明細を上げておりますが、こちらは運営協議会の委員報酬でございます。6名分4万7,000円とさせていただいております。

次、21ページには、一般職の明細を上げております。1名分のものを上げております。

以上で国保会計の説明を終わらせていただきます。（「入りが無い、歳入が。歳入」と呼ぶ者

あり)

失礼いたしました。歳入を説明させていただきますので、8ページのほうをごらんください。歳入でございます。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税でございます。1目の一般被保険者国民健康保険税ですが、前年度と比較いたしまして144万7,000円増額で、2億3,522万1,000円としております。

それから、2目退職被保険者等国民健康保険税でございます。こちらが485万6,000円の減額で、2,634万2,000円とさせていただきました。

次、めくっていただきまして、9ページでございます。3款の国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金でございます。こちらが3,178万2,000円を前年度と比較して減額いたしまして、1億5,062万5,000円としております。療養給付費の32%を国が負担するものでございまして、見込みが前年度の当初よりも減りましたので、その分減額になっております。

続いて、4目の後期高齢者負担金、こちらのほうも495万8,000円を前年度と比較して増額し、4,891万9,000円としております。こちらは見込みの増によるものでございます。

続いて、3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整補助金でございます。特別調整交付金、普通調整交付金といたしまして、まず、特別調整交付金は健康管理センター、それから地域包括支援センター加算、システム改修などを含めまして800万円の計上をさせていただいております。

次に、4款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金でございます。こちらが前年度と比較して1,567万円増額の1億2,422万4,000円としております。

続きまして、7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金でございます。前年比較いたしまして201万5,000円の増で、2,220万5,000円としております。こちらは平成26年と同じ程度の額を上げさせていただきました。

次に、2目の保険財政共同安定化事業交付金でございます。こちらが前年比較いたしまして1億6,883万2,000円の増額で、2億8,587万8,000円の予算を計上させていただきました。こちらが歳出でも説明させていただきましたように、この共同安定化事業の交付金の対象が30万円から80万円だったものが、1円から80万円になったものでございまして、その結果、ふえるものでございます。

次、11ページでございます。10款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金でございます。前年比較といたしまして365万9,000円の増で、7,296万1,000円を見込んでおります。これは出産育児一時金の繰入金、それから事務費の繰入金、基盤安定繰入金、これは税の軽減負担部分の補填でございます。それから、財政安定支援事業繰入金、これは60歳から75歳までの被保険者の構成ですとか、所得構成によりまして県のほうで調整していただくものでございます。歳入につきましては以上でございます。

以上で国保会計の説明を終わらせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

続きまして、議案第28号、平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を説明させていただきます。

.....

議案第28号

平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計予算

平成27年度南部町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ130,880千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年3月 4日

南 部 町 長 坂 本 昭 文

平成27年3月 日

決 南部町議会議長 秦 伊 知 郎

.....

詳しく説明させていただきます。4ページの総括をごらんください。本年度予算額といたしましては1億3,088万円を組んでおりますが、これは前年度と比較いたしまして141万9,000円の減額となっております。

次、ページを2枚めくっていただきまして、7ページをごらんください。歳出を説明させていただきます。主なものでございますが、2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金、1目広域連合分賦金でございます。こちらが前年度と比較いたしまして147万6,000円の減で、1億2,439万1,000円としております。こちらが主に保険料負担金で、負担金補助及び交付金で1億1,632万5,000円を計上しておりますが、これは町のほうで徴収した保険料と合わせまして、基盤安定の拠出金を足したものを上げさせていただいております。それから、事務費負担金でございますが、これは広域連合に事務負担をするものでございまして、806万

6,000円ということで計上させていただきました。

次に、4款の保健事業費、1項健康保持増進事業費、1目健康診査費でございます。こちらが需用費、役務費、委託料と上げております。16万1,000円前年より増額いたしまして、485万7,000円とさせていただきます。後期高齢者の方の健康診査事業を行います。そのうち委託料が460万7,000円としておりますが、これは町で実施しました健康診査部分は広域連合のほうから後ほど補填されることになっております。

それでは、歳入のほうを説明させていただきます。5ページをごらんください。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料でございます。前年と比較いたしまして376万5,000円の減額で、8,095万5,000円としております。特別徴収保険料、普通徴収保険料、それぞれごらんのとおりの計上になっております。これは後期高齢者広域連合のほうからの税率をいただきまして算定しているものでございます。

次に、3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金でございます。前年と比較いたしまして218万8,000円の増で、4,508万5,000円としております。これが事務費繰入金971万7,000円、基盤安定の繰入金が3,536万8,000円としておりますが、基盤安定繰入金は県が3分の2、町が3分の1持つということで特別会計のほうに繰り入れるものでございます。保険料、繰入金などにつきましては、後期高齢者医療広域連合で見込まれた金額そのものを計上させていただきます。

最後になりますが、5款諸収入、3、雑入の2目雑入でございます。こちらが15万8,000円前年よりも増額いたしまして、460万7,000円としております。これが主に後期高齢者健診医療委託金460万6,000円でございます。これが先ほどの歳出で説明しましたように、町で行いました被保険者の健康診査の費用を広域連合からいただくものでございます。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わらせていただきます。御審議のほう、よろしくお願いたします。

続きまして、議案第29号、平成27年度南部町墓苑事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

.....
議案第29号

平成27年度南部町墓苑事業特別会計予算

平成27年度南部町の墓苑事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,769千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年3月 4日

南 部 町 長 坂 本 昭 文

平成27年3月 日

決 南部町議会議長 秦 伊 知 郎

3ページの総括表をごらんください。今年度276万9,000円を上げさせていただいております。前年度と比較して3,000円の減となっております。

それでは、詳しく歳出でございますが、5ページをごらんください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。墓苑の管理費を上げさせていただいております。主として、主に墓苑の草刈りなど、管理費用として委託料60万2,000円を上げさせていただいております。

それから、2款諸支出金、1項償還金、1目の償還金でございますが、これは26年度と同額を上げさせていただいております。これは墓苑の返還が起きたときの利用者様にお返しする金額の予定額を上げております。

歳入をごらんください。4ページでございます。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目墓地使用料、これは前年度と同額で200万8,000円を上げさせていただいております。ただいま、墓苑のほうで17件のあきがございます。このあいている墓地につきまして引き続き募集を行い、こちらの応募があったときに使用料として入れていただくものでございます。

それから、次の使用料及び手数料、2項手数料、1目墓地手数料でございます。こちらのほうが3,000円減額いたしまして、76万1,000円にさせていただいております。こちらは現在、使用していらっしゃる利用者の皆さんから手数料としていただくものでございまして、76万円を現年度分として上げさせていただきました。

以上で墓苑特別会計の説明を終わらせていただきます。御審議のほう、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。議案第30号、平成27年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。

議案第30号

平成27年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算

平成27年度南部町の住宅資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,161千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年3月 4日

南 部 町 長 坂 本 昭 文

平成27年3月 日

決 南部町議会議長 秦 伊 知 郎

.....
そうしますと、歳出のほうから御説明をいたしますので、6ページをごらんください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費ですが、本年度予算額11万2,000円で、これは事務費経費を計上してございます。

次に、2款公債費、1項公債費、1目住宅新築資金償還金、本年度予算額143万円と、また2目宅地取得資金償還金につきましては、61万8,000円を計上してございます。それぞれの償還元金、利子の内訳につきましては説明欄に記載のとおりでございます。合計が204万8,000円でございます。前年度合計予算204万7,000円に比較しまして、1,000円の増でございます。

予備費につきましては省略をいたします。

次に、歳入につきまして御説明をいたしますので、4ページにお返りください。1款県支出金、1項県補助金、1目助成事業費県補助金、本年度予算額8万円と、これは事務費の経費の4分の3程度を見込んでございます。

次に、2款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額13万1,000円を見込んでございます。

次に、3款諸収入、1項貸付金元利収入、1目住宅新築資金貸付金元利収入につきましては、本年度予算額122万円を、2目住宅改修資金貸付金元利収入でございますが、本年度10万円を、3目宅地取得資金貸付金元利収入では本年度予算額63万円をそれぞれ見込んでおります。合計金額が195万円を計上をしております。前年度に比較しまして15万4,000円の増になります。なお、現年度、滞納繰り越し分の区分別につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

最後に、7ページをごらんください。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び

当該年度末における現在高の見込みに関する調書について御説明をいたします。当該年度、平成27年度におきましては179万3,000円の償還額を見込んでおりまして、新たな起債の予定はございません。したがって、当該年度末現在高の見込み額を668万5,000円と見込むものでございます。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） お諮りいたします。ここで暫時休憩をとりたいと思います。再開は10時15分からにします。

午前10時04分休憩

午前10時15分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

議案第31号、平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計予算から説明を受けます。

上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 上下水道課長でございます。議案第31号、平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計予算について御説明いたします。

議案第31号

平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計予算

平成27年度南部町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ244,289千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

平成27年3月 4日

南部町長 坂本 昭文

平成27年3月 日

決 南部町議会議長 秦 伊知郎

4 ページをお開きください。第2表、地方債の借り入れ予定でございます。起債の目的、今年度も資本費平準化債を借りる予定にしております。限度額5,690万円。起債の方法、証書借り入れ。利率、3%以内。償還の方法は、一般会計と同様でございます。

歳出のほうから御説明をいたします。8 ページをお開きください。歳出予算でございます。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額2,220万円、前年度と比較しまして49万3,000円の増額でございます。ここは主に職員の給与費2名分と消費税とか一般事務費を支出する科目でございますが、人件費の増額と消費税が5%から8%に変わって、今年度消費税の納付を行いますので、その増額を見込んでおります。

2 目維持管理費、施設の維持管理費でございます。本年度予算5,511万4,000円、前年度と比較しまして135万2,000円の減額でございます。これは26年度には会見処理区の不明水調査の委託料を計上してございましたけれども、今年度はそれを減額しておりますので、減額になっております。

2 款公債費、1 項公債費、1 目元金1億2,694万9,000円、591万9,000円の増額でございます。

2 目利子4,000万6,000円、271万3,000円の前年度と比較して減額でございます。

次に、歳入を御説明いたします。戻っていただいて6 ページをお願いいたします。1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目農林水産業費分担金でございます。もう現在の分担金はございませんので、滞納繰り越し分を前年度並みに予算を組んでおります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目集落排水使用料、今年度予算額7,025万1,000円、前年度と比較しまして281万7,000円の増額をしております。これは26年度の実績見込みと、26年度は5%消費税のときがございましたが、27年度は全額8%消費税を見込んで使用料を計算しておりますので、増額になっております。

手数料は省略いたしまして、3 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金でございます。本年度予算1億1,702万7,000円、前年度と比較しまして357万円の減額でございます。

次のページでございます。6 款町債、1 項町債、1 目下水道債、本年度予算額5,690万円、前年度と比較いたしまして310万円の増額でございます。これは資本費平準化債でございます。

続きまして、10 ページをお開きください。給与費明細でございます。本年度も前年度と変わらず2名の職員を計上しております。明細は、ごらんいただければと思います。

13 ページまで給与費明細でございますので、最後の14 ページをお願いいたします。当該年

度末における地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。農業集落排水事業債、資本費平準化債合わせまして合計の欄ですが、前年度末現在高見込み額、26年度末を16億3,008万8,000円、当年度中起債見込み額5,690万、当該年度中償還元金見込み額1億2,694万9,000円で、27年度末の見込み額といたしましては15億6,003万9,000円となっております。

以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

続きまして、議案第32号、平成27年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算について御説明いたします。

.....

議案第32号

平成27年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算

平成27年度南部町の浄化槽整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,285千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

平成27年3月 4日

南 部 町 長 坂 本 昭 文

平成27年3月 日

決 南部町議会議長 秦 伊 知 郎

.....

4ページをお開きください。第2表、地方債でございます。今年度も浄化槽整備事業を継続することにしておりますので、浄化槽整備事業債の起債を借りる予定にしております。限度額490万。起債の方法、証書借り入れ。利率、3%以内。償還の方法は、同様でございます。

それでは、歳出から御説明いたします。8ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額3,319万5,000円、前年と比較しまして119万5,000円の増額でございます。この増額は、今年27年度から落合団地の浄化槽を管理するようになっておりますので、その維持管理費と浄化槽が設置いたしましてから10年以上経過

してありまして本体修繕が少しずつ出てきておりますので、修繕料の増加をお願いしております。

1 款総務費、2 項施設費、1 目浄化槽建設費でございます。本年度予算額1, 254万2, 000円、前年度と比較いたしまして610万円の減額でございます。26年度には浄化槽の建設を15基予定しておりましたけれども、26年度希望調査をしました結果を見まして、27年度には10基の設置を予定しております。

次、同じ1款ですけども、3項小規模集合施設管理費、1目小規模集合施設管理費で、今年度予算額94万円、前年度と比較いたしまして33万6, 000円の増額でございます。今年度は、修繕料で馬場住宅の浄化槽の修繕を予定しておりますので、増額になっております。

次のページですが、9ページです。2款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額899万9, 000円、前年度と比較しまして83万9, 000円の増額でございます。

2目利子、本年度予算額460万1, 000円、前年度と比較いたしまして14万9, 000円の減額でございます。

続きまして、歳入につきまして御説明いたします。6ページをお願いいたします。1款分担金及び負担金、1項分担金、1目浄化槽分担金、本年度予算額306万9, 000円、前年度と比較しまして52万6, 000円の減額でございます。26年度と27年度で設置基数を減基しておりますので、分担金の減額でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目浄化槽使用料、本年度予算額1, 952万5, 000円、前年度と比較いたしまして52万1, 000円、これも落合団地を管理する使用料の分と消費税で増額をしております。

手数料は省略いたしまして、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目浄化槽整備事業補助金、本年度予算額345万8, 000円、前年度と比較いたしまして169万2, 000円、これも基数の変更による減額でございます。

4款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金2, 933万円、本年度予算額。前年度と比較いたしまして172万6, 000円の増額でございます。

次の7ページですが、4款、5款、6款は省略いたします。

7款町債、1項町債、1目衛生債、本年度予算額490万、前年度比較390万の減額でございます。これは浄化槽設置に係る起債でございます。

それから、じゃあ、最後に10ページをお願いいたします。地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。今年度も浄化槽設置に事業債を借り入れますので、26年度の見込み額、前年度末現在高見込み額2億3, 436万6, 000円で、当該年度増減見込

み額といたしまして、27年度中の起債見込み額が490万円、元金償還見込み額が899万9,000円で、27年度末の現在高見込み額といたしましては2億3,026万7,000円としております。

以上、御審議よろしくお願いたします。

続きまして、議案第33号、平成27年度南部町公共下水道事業特別会計予算について御説明いたします。

議案第33号

平成27年度南部町公共下水道事業特別会計予算

平成27年度南部町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ187,376千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

平成27年3月 4日

南 部 町 長 坂 本 昭 文

平成27年3月 日

決 南部町議会議長 秦 伊 知 郎

4ページをお開きください。地方債でございます。本年度も公共下水道事業にも資本費平準化債を借り入れる予定にしておりますので、限度額3,290万円。起債の方法、証書借り入れ。利率、3%以内で、償還の方法は同様でございます。

歳出から御説明いたします。8ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、これは人件費が主でございます。本年度予算額1,384万9,000円、前年度と比較いたしまして305万9,000円の増額でございます。これは人件費の増額と公共下水道事業も同様ですが、本年度8%の消費税を納付いたしますので、増額予算としております。

2目維持管理費、本年度予算2,811万6,000円、前年度と比較しまして48万8,000円の増額でございます。ここは施設、処理場とか中継ポンプの維持管理費に係る費用でござ

います。光熱水費、電気代などの増額を見込んでおります。

3目汚泥処理費、本年度予算2,967万7,000円、前年度と比較しまして271万6,000円の増額でございます。この費目は、コンポスト施設の維持管理費に係る費用でございます。27年度は修繕料でコンテナの更新とかを予定しておりますので、増額となっております。

次のページをお願いいたします。2款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算8,929万7,000円、前年度と比較しまして110万6,000円の増額でございます。

2目利子、本年度予算2,641万7,000円、前年度と比較いたしまして148万7,000円の減額としております。

次に、歳入を御説明いたします。6ページをお願いいたします。1款分担金及び負担金、1項分担金、1目下水道分担金、この分担金も滞納繰り越し分の徴収見込み額を上げております。本年度予算額44万3,000円、前年度と比較いたしまして14万3,000円の増額を見込んでおります。

同じく2項負担金、1目下水道負担金、本年度予算額1,713万1,000円、前年度と比較しまして42万4,000円の減額でございます。ここはコンポスト施設に係ります大山町、日吉津村からの負担金を、予算を予定しております。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料、本年度予算額5,880万1,000円、前年度と比較いたしまして53万円の増額でございます。これも26年度実績見込みから消費税を見込みまして予算を上げております。

手数料は省略いたします。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額7,718万9,000円、前年度と比較いたしまして437万3,000円の増額でございます。

次、7ページをお願いいたします。繰越金、雑入は省略いたします。

6款町債、1項町債、1目下水道債、これも先ほどの資本費平準化債を計上しております。本年度予算額3,290万、前年度と比較いたしまして140万の増額でございます。

続きまして、10ページ、給与費明細でございます。本年度も職員1名の給与費を予算しておりますので、ごらんになってください。

最後、14ページをお願いいたします。地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。下水道事業債と資本費平準化債合計いたしまして一番下の欄でございますが、左、右から2回目の前年度分現在高見込み額、26年度末の見込み額が14億1,705万7,000円、27年度起債の見込み額が3,290万円、償還元金の見込み額が8,929万7,

000円で、27年度末現在高見込み額が13億6,066万円となっております。

以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。平成27年度南部町太陽光発電事業特別会計予算書について御説明いたします。

議案第34号

平成27年度南部町太陽光発電事業特別会計予算

平成27年度南部町の太陽光発電事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58,322千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年3月 4日

南 部 町 長 坂 本 昭 文

平成27年3月 日

決 南部町議会議長 秦 伊 知 郎

歳出のほうから御説明いたします。5ページをお開きください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目維持管理費、これは本年度4,713万5,000円、前年度に比べまして601万6,000円の増としております。これは発電施設の維持管理に充てる経費でございます、施設のメンテナンスや警備の委託等に充てるものでございます。あわせまして太陽光発電基金がございますけれども、そちらの積立金にも充てております。増加しておりますのは、積立金のほうを増額をしているのが主な原因でございます。

続きまして、第2款公債費、第1項公債費、第1目元金でございます。100万円ということで前年同額でございます。これは町民公募債の解約に備えて予算化するものでございます。

続きまして、第2目利子338万7,000円、前年度に比べて79万6,000円の減でございます。

続きまして、第3款諸支出金、第1項繰出金でございます。218万円、前年同額でございます。これは自然エネルギー関連の補助金の財源に充てるもので、一般会計のほうに繰り出すものでございます。

続きまして、歳入のほうを御説明いたします。4ページになります。第3款に飛びますけれど

も、諸収入、第1項収益事業収入、第1目売電収入でございます。5,832万円、前年同額を見込んでおります。これは中電に対して売電をする収入でございます。

続きまして、6ページ、地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。今年度末現在の見込み額が4億9,780万円でございます。27年度中、新たな起債はございません。起債の償還として、元金償還としまして100万円を見込んでおりますので、27年度末の見込み額が4億9,680万円で見込んでおります。

以上でございます。よろしく御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。平成27年度南部町鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算につきまして説明いたします。

.....
議案第35号

平成27年度南部町鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会
特別会計予算

平成27年度南部町の鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ472千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年3月 4日

南 部 町 長 坂 本 昭 文

平成27年3月 日

決 南部町議会議長 秦 伊 知 郎

.....
歳出のほうから説明いたします。5ページのほうをお開きください。1款総務費、1項審査会費、1目審査会費でございます。前年度はございませんので、本年度45万8,000円を計上いたしております。内容につきましては、報酬のほうが30万4,000円、旅費が12万3,000円、需用費1万円、役務費2万円、使用料及び賃借料1,000円でございます。

あと、予備費のほうで1万4,000円のほうを計上させていただいております。

歳入のほうでございますが、前ページの4ページでございます。1款諸収入、1項預金利子、1、預金利子でございますが、1,000円を計上いたしております。

それから、諸収入の2、雑入、それから1目の雑入でございますが、47万1,000円を計上いたしておりますが、これは当番町の関係ございまして、前幹事町でありますところから引き継いだものを雑入として入れてるところでございます。

以上で説明を終わりますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 上下水道課長でございます。平成27年度南部町水道事業会計予算について御説明いたします。

議案第36号、平成27年度南部町水道事業会計予算。

総則。第1条、平成27年度南部町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。（1）給水戸数4,008件（上水道3,702件、簡易水道306件）。（2）年間総給水量117万7,331立方メートル（上水道が111万19立方メートル、簡易水道が6万7,312立方メートル）です。（3）一日平均給水量3,225立方メートル。（4）主な建設改良工事。水道統合事業（朝金から落合送水事業）でして、これは平成24年度から27年度までの継続事業でございます。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款水道事業収益、営業収益、営業外収益合わせまして2億2,630万1,000円。

支出。第1款水道事業費用、営業費用、営業外費用、特別損失、予備費を合わせまして2億2,630万1,000円です。

次のページをお願いいたします。資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,189万7,000円は、当年度分及び過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。）

収入。第1款資本的収入、企業債、出資金、工事負担金、国県支出金を合わせまして1億6,461万7,000円。

支出。第1款資本的支出、建設改良費、企業債償還金を合わせまして2億3,651万4,000円。

継続費。第5条、継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款、資本的支出。項、建設改良費。事業、水道統合事業。総額5億3,559万2,000円。年割額といたしまして、平成27年度、一番下の欄ですが、1億3,333万4,000円でございます。

企業債。第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的は、流量計等機器の整備。限度額600万円。起債の方法、証書借り入れ。利率、5%以内。償還の方法は、他の会計と同様でございます。

一時借り入れ。第7条、一時借入金の限度額は、1億3,933万4,000円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)収益的支出における各項間の流用。(2)資本的支出における各項間の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第9条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。(1)職員給与費783万3,000円。

他会計からの補助金。第10条、営業助成、並びに施設に対する補助金として一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億2,763万1,000円である。

次のページをお願いいたします。棚卸資産購入限度額。第11条、棚卸資産の購入限度額は、200万円と定める。

次に、9ページをお願いいたします。平成27年度末の予定キャッシュ・フロー計算書でございます。一番下の欄でございますが、年度末資金の期末残高といたしましては、2,620万2,000円を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。給与費明細書でございます。水道事業会計では1人の職員の給与を計上しております。これは前年と変わっておりません。

次、17ページまで職員給与費明細載せておりますので、ごらんいただけたらと思います。

次、18ページでございます。継続費に関する調書でございます。資本的支出、1項建設改良費、事業名、上水道拡張工事。これは朝金から落合の継続事業でございます。

全体計画のところですが、一番下が27年度年割額1億3,333万4,000円。

企業債はありませんで、国庫補助金3,335万円。

一般会計補助金9,998万4,000円。

27年度に事業が終了しますので、全体計画合計額といたしましては下の計の欄ですが、事業全額が5億3,559万2,000円。財源内訳といたしましては、国庫補助金1億23万4,000円、一般会計補助金といたしまして4億3,535万8,000円としております。

次は、明細について御説明いたしますので、32ページをお開きください。平成27年度南部

町水道事業会計予算明細書でございます。

収入でございます。1款水道事業収益、1項営業収益、本年度予定額は1億9,228万2,000円、前年度と比較いたしまして290万4,000円でございます。

1目の給水収益でございますが、本年度予定額1億8,885万1,000円、前年度と比較いたしまして210万円の増額としております。これも下水道料金と同様でございますが、消費税分を見込んでおります。

2目その他営業収益、本年度予定額103万1,000円、前年度と比較いたしまして100万4,000円の増額でございます。これは雑収益のところから100万1,000円で消火栓維持管理費ほかと計上しておりますが、前年度までは下の営業外収益でございますが他会計補助金のほうで含めて歳入しておりましたが、事業費に係るものは事業費にということで消火栓維持に係る修繕などに係る負担金のほうを営業収益のほうに上げさせていただいております。

3目受託工事収益は、県とかの補助事業です。補助の工事でございますので、今年度の予定は境の県道補修を予定しております。

2項営業外収益、その中で3目の他会計補助金でございます。本年度予定額283万8,000円、前年度の比較といたしましては54万2,000円の減額でございます。これは先ほどの消火栓負担金を営業収益のほうに移動させたものによる減額でございます。

それから、4目の国県支出金、本年度予定額はございませんで、前年度と比較いたしまして601万9,000円の減額でございます。これは26年度には赤谷の災害の工事を行いましたけれども、それに対する国県支出金でございますが27年度はありませんので、予算額はございません。

続きまして、下の33ページ、支出でございます。支出の主なものでございますが、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、本年度予定額が3,893万9,000円、前年度と比較いたしまして1,036万4,000円の減額でございます。この主なものといたしましては修繕料でございますが、先ほどの赤谷災害の修繕が26年度にはございましたけれども、27年度ございませんので、減額となっております。

2目配水及び給水費、本年度予定額1,304万5,000円、前年度と比較して98万3,000円の増額でございます。これは委託料のところからでございますがメーター交換委託料でございますが、前年26年度は500件委託し、メーター交換行いましたけれども、27年度には1,055件、倍の件数を有することになっておりますので、それが主な増額の要因でございます。

4目総係費、本年度予定額1,988万8,000円、前年度と比較いたしまして220万7,

000円の増額でございます。これは次のページ、職員給与費とかの項目でございますけども、一般管理費で。次の34ページに通信運搬費でございます。その中で、インターネット水源地回線サービスというのが増額になっておりますので、これは中央監視に伴いまして中央監視を動かしておりますので、その回線使用料を計上しておりますのが増額の主な原因でございます。

次の35ページでございます。5目減価償却費、本年度予定額1億1,239万円、前年度比較49万7,000円でございます。

2項営業外費用でございます。1目支払い利息及び企業債取り扱い諸費でございます。本年度予定額が2,726万円、前年度と比較いたしまして205万4,000円の減額でございます。

それから、3目消費税です。本年度予定額979万7,000円、前年度と比較いたしまして372万1,000円の増額になっております。これも消費税が5%から8%に増額になったことにより増額予算としております。

あと、特別損失、予備費は省略させていただきます。

続きまして、36ページ、資本的収入及び支出でございます。収入の1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、本年度予定額600万円、前年と同額でございますが、今年度は計器の修繕を予定しておりまして、600万円の起債予定をしております。

2項出資金、2目他会計補助金、本年度予定額1億2,479万3,000円、前年度と比較いたしまして2,750万6,000円の減額でございます。これは水道統合事業の補助金ですが、事業の量によりまして減額となっております。

4項国県支出金、1目国県支出金、本年度予定額3,335万円、前年度と比較いたしまして1,201万9,000円の増額でございます。今年度の事業に対しまして補助金の申請をした予算額でございます。

その下、37ページでございます。支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費、1目上水道拡張工事、本年度予定額1億3,933万4,000円、前年度と比較いたしまして2,290万5,000円、これも先ほどの計器の修繕と継続事業の水道統合事業の工事費でございます。

2項企業債償還金、1目企業債償還金、本年度予定額9,718万円、前年度と比較いたしまして423万4,000円の減額でございます。

続きまして、38ページをお願いいたします。地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。上水道企業債、簡易水道企業債合わせまして一番下の計の欄ですが、26年度末、前年度末現在高見込み額が13億3,060万2,000円、27年度の起債見込

み額が600万、27年度の償還元金見込み額が9,718万円。したがって、27年度末における起債の現在高見込み額といたしましては、12億3,942万2,000円となっております。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事業管理者、吉原賢郎君。

○病院事業管理者（吉原 賢郎君） 病院事業管理者でございます。議案第37号、平成27年度南部町病院事業会計予算について説明させていただきます。

予算書の1ページをごらんください。総則。第1条、平成27年度南部町病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量でございます。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。（1）病院病床数198床（一般49床、療養50床（うち介護療養病床20床）、精神99床）でございます。

（2）年間延べ患者数、入院6万5,880人（うち介護療養病床分6,588人、営業日数は366日）でございます。外来6万6,239人（実質診療実日数は242日）でございます。

（3）一日平均患者数、入院180人、外来274人としております。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予算額は、次のとおり定める。

収入でございます。第1款病院事業収益25億56万6,000円。内訳としまして、第1項医業収益21億3,990万7,000円、第2項医業外収益3億6,065万9,000円でございます。

支出でございます。第1款病院事業費用24億9,990万円。内訳としまして、内訳は第1項医業費用24億1,808万7,000円、第2項医業外費用8,181万3,000円でございます。

次に、2ページをごらんください。資本的収入及び支出でございます。第4条、資本的収入及び支出の予算額は、次のとおり定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億766万5,000円は過年度分損益勘定留保資金をもって補填するものとする。）

収入でございます。第1款資本的収入8,069万7,000円。内訳としまして、第1項補助金3,269万7,000円、第2項企業債4,800万円でございます。

支出でございますが、第1款資本的支出2億8,836万2,000円。内訳としまして、第1項建設改良費5,544万5,000円、第2項企業債償還金2億3,093万7,000円、第3項貸付金が198万円でございます。

次に、一時借入金でございます。第5条、一時借入金の限度額は、3億円と定めるものでござ

います。

予定支出の各項の経費の金額の流用でございます。第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。医業費用と医業外費用でございます。

議会の議決を経なければ流用できない経費でございます。第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与費15億5,210万6,000円、交際費90万円でございます。

次に、3ページをごらんください。棚卸資産の購入限度額でございます。第8条、棚卸資産の購入限度額は、1億円と定めるものでございます。

続きまして、5ページ、6ページは、平成27年度南部町病院事業会計予算実施計画でございます。収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出を記載しておりますので、ごらんください。

次に、7ページをごらんください。平成27年度南部町病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。業務活動におけるキャッシュフロー1億3,268万2,000円、投資活動によるキャッシュフローは341万5,000円、財務活動によるキャッシュフローは△1億8,809万1,000円でございます。資金期末残高は1億6,992万円になる見込みでございます。

予算の詳細につきましては、予算書の17ページの平成27年度南部町病院事業会計当初予算見積書をごらんください。収益的収入及び支出でございます。収入については、第1款病院事業収益の医業収益では、前年度比3,169万3,000円の増額を見込んでおります。内訳としましては、入院収益は前年度比3,900万8,000円、外来収益は906万1,000円の増額を見込んでおります。入院患者数は、ほぼ前年並みを目標としておりますが、実績により単価のアップを見込んで計上しております。外来患者につきましては、1人当たりの単価を実績見込みにより計上しております。なお、患者数につきましても実績を見込んだものでございます。

その他医業収益1億6,290万7,000円で、前年度比1,637万6,000円の減額となっております。主な要因は、アミノインデックス検査を活用したがん予防実証事業が3年を経過し、国の特区事業であった県の受託事業が終了したため、がん予防実証事業受託料が減額したことによります。

次に、18ページをごらんください。医業外収益でございますが、本年度予算は3億6,065万9,000円で、前年度比518万7,000円の減額となっております。主な要因としましては、県・国からの補助金の減額によるものです。

次に、病院事業費用につきまして、前年度対比並びに説明を19ページから25ページまで記載しております。病院事業費用のうち医業費用でございますが、今年度予算は医業費用24億1,808万7,000円で、前年度比1,921万3,000円の増額となります。増額の主な要因としましては、病院改築後、約10年を経過し、特に経費では施設機器等の修繕費、医療機器等の保守委託費の増額となっておりますのでございます。

一方、22ページの方法費では、前年度比1,303万9,000円の削減をしております。主に医薬購入費、診療材料等購入費につきまして毎年価格交渉、あわせて院内での情報共有による無駄のない購入、在庫縮減に努めております。

医業外費用につきましては、25ページをごらんください。本年度の予算は、8,181万3,000円でございます。前年度比418万2,000円の減額になっております。

特別損失につきましては計上いたしておりません。

次に、26ページをごらんください。資本的収入及び支出でございます。資本的収入は、補助金3,269万7,000円、企業債4,800万円を計上し、合わせまして予算額8,069万7,000円でございます。新たに医療機器等の購入を予定しており、企業債を利用する予定にしております。

資本的支出は、建設改良費5,544万5,000円で、前年度比4,385万5,000円の増額でございます。これは医療機器等の購入によるものでございます。

また、企業債償還金は、予算額2億3,093万7,000円で、前年度比4,430万5,000円の増額となっております。これは25年度に購入いたしましたCT等の起債償還が今年度から始まることが影響しております。

貸付金につきましては、看護師育成奨学金でございますが、26年度より貸し付けを開始しており、今年度も2名分を計上し、合わせて198万円の予算としております。

続きまして、予算書の12ページにお戻りいただきまして、平成27年度南部町病院事業会計予定貸借対照表でございます。資産の部ですが、固定資産が37億430万5,000円でございます。流動資産は、5億1,940万4,000円ですので、資産の合計額は42億2,370万9,000円でございます。

次に、負債の部でございますが、固定負債の合計は34億1,365万円となり、流動負債の合計は4億1,126万8,000円でございます。また、繰り延べ収益3億6,507万5,000円を合わせまして、負債合計は41億8,999万3,000円でございます。

次に、資本の部でございますが、資本金は6億4,831万4,000円です。資本剰余金、

利益剰余金を合わせまして△6億1,459万8,000円となり、資本合計は3,371万6,000円です。したがって、負債資本合計は42億2,370万9,000円となっております。

以上、南部町病院事業会計予算の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第38号、平成27年度南部町在宅生活支援事業会計予算について説明させていただきます。

それでは、予算書1ページをごらんください。総則。第1条、平成27年度南部町在宅生活支援事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。訪問看護事業、介護保険対象者1,450回、医療保険対象者1,813回。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予算額は、次のとおり定める。

収入。第1款在宅生活支援事業収益3,075万3,000円。内訳は、訪問看護収益が3,069万8,000円、その他収益が5万5,000円でございます。

支出でございますが、第1款在宅生活支援事業費用は3,075万2,000円で、内訳は訪問看護費用が3,075万2,000円です。

2ページをごらんください。一時借入金。第4条、一時借入金の限度額は、200万と定める。

議会の議決を経なければ流用できない経費。第5条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の金額に流用し、それ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与費2,873万6,000円。

棚卸資産の購入限度額。第6条、棚卸資産の購入限度額は、15万5,000円と定める。

続いて、4ページをごらんください。27年度南部町在宅生活支援事業会計予算実施計画でございますので、ごらんください。

次に、5ページの平成27年度の在宅生活支援事業会計予定キャッシュ・フローの計算書でございます。下段に記載のとおり平成27年度資金期末残高は、812万1,000円となる見込みでございます。

続きまして、予算書13ページをごらんください。平成27年度南部町在宅生活支援事業会計当初予算見積書でございます。収益的収入及び支出でございますが、収入から御説明いたします。第1款の在宅生活支援事業収益でございますが、第1項訪問看護収益は本年度予算額が3,069万8,000円で、前年度比159万3,000円の増額となっております。居宅介護収益、

訪問看護療養収益とも26年度の実績をもとに利用者数の増加を見込んで計上しております。

次に、14ページをごらんください。支出の内訳でございます。まず、第1款在宅生活支援事業費用、第1項訪問看護費用でございますが、給与費は2,873万6,000円で、前年度比133万円の増額となっております。増額分につきましては、定期昇給や昨年度実施されました給与改定の影響等でございます。

材料費につきましては利用者の増加を見込んでおりますので、消耗備品費増額し、10万5,000円を計上しております。

経費は191万1,000円で、前年度比29万6,000円の増額となっております。これは訪問看護に使用しております公用車2台の車検が予定されているためでございます。

第2項特別損失はございません。

以上、説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。南部町まちづくり計画の変更について提案いたします。議案第39号、南部町まちづくり計画の変更について。

次のとおり南部町まちづくり計画を変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定により、なおその効力を有することとされる第5条第7項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

まちづくり計画につきましてはお手元のほうに配っておりますが、かなり厚いものでございます。新旧対照表のほうもつけておりますが、概略で説明させていただきたいと思っております。

まちづくり計画につきましては、これは現在合併してから10年間の合併特例債を使う関係で、10年間の新しい町をつくるという内容を決めたものでございます。これが26年度まででございまして、27年度以降はございませんでしたが、国のほうで平成23年3月11日の東日本大震災の関係に伴いまして、被災市町村についてはこの発行期限を5年間延長したということがございました。ただ、ほかの市町村におきましても、やはりこの地震の影響というのはございまして、24年7月には被災区域以外の合併市町村においても特例債の発行期限を5年間延長したということになりました。

この関係で、本町におきましても27年度から5年間、計画期間を延長して合併特例債を利用できる期間が伸びたということでございます。この合併特例債を使うためには、このまちづくり計画に載っているということが条件でございまして、今回そのためのこともありましてまちづくり計画のほうを変更するということでございます。

この計画につきましては、1月に県のほうに照会をかけまして異議なしということを県のほうからは意見をいただいているところでございます。

計画の変更内容につきましてでございますが、期間につきまして5年間延長して平成16年度から平成31年度までの計画としております。今まで10年間だったものを15年に延ばすということでございます。

それから、財政計画につきましては、これまでの実績を反映させておりまして、時点修正を行っているということでございます。27年度以降につきましては推計ということを行いまして、計画をつくってるところでございます。人口、世帯数等については、現在のものを勘案しながら修正をかけていっているということでございます。

それから、内容といたしまして、今後5年間に想定される事業に対応が可能になるように記載のほうを変更してるところでございます。変更につきましては新旧対照表のほうを見ていただきますとわかりますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思っております。

合併特例債の発行額の関係でございますけれども、当初、この合併特例債の発行額というのが定められております。これは限度額といたしまして、建設事業分、それから基金造成分を合わせまして54億1,460万円というのが南部町の発行額でございますが、26年度までの予定を含んだものを、25年度までの実績と26年度の予定を含んだものが29億8,740万発行予定ございましたので、残りは24億2,720万が発行限度額で残っているということになります。27年度から31年度までに発行できる金額がその金額であるということになります。

それから、財政計画を変更、まちづくり計画の一番最後のほうに財政計画の新町財政計画をつけておりまして、その中で25年度までは確定ということで、ちょっと黒い太枠で囲んでおりますが、これが今で確定しているものと。26年度以降の財政計画を31年度までここでつけております。歳入歳出それぞれ今現在のものを参考にしながら、これからの情勢を踏まえまして財政推計のほうをしておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

今後でございますけれども、やはり起債ということでございますが、非常に有利な起債でございますが、必ず起こさないけん起債のときにはなるべく充てれるようにということで財政運営のほうもしていきたいと考えております。また、その都度その都度、必要なときに充当についての御協議を皆様方のほうに、議会のほうにもお諮りしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） お諮りいたします。ここで暫時休憩とりたいと思っております。再開は午後1

時からいたします。

午前 11 時 22 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

提案理由の説明が全て終わりました。

日程第 17 議案に対する質疑

○議長（秦 伊知郎君） これより、日程第 17、議案に対する質疑を行います。

質疑に当たっては議事の進行上、4 日に提案説明があった議案を含めた提案順に行います。

質疑は、会議規則第 54 条第 1 項に規定されているとおり、簡明にかつ疑問点のみについて行ってください。また、個別質疑につきましては予算決算常任委員会で行うこととなりますので、総括的な質疑のみをお願いいたします。

議案第 3 号、平成 26 年度南部町一般会計補正予算（第 7 号）、質疑はありませんか。

13 番、真壁容子君。

○議員（13 番 真壁 容子君） まず、1 点目です。今回の歳入では法人税が 2,303 万円ふえています。それから、繰り越しが 6,000 万入っています。地方交付税が 9,024 万の増、この中で基金が約 1 億 7,000 万減額にすることができたという補正予算が出てきました。

町長にお聞きしたいのは、地方交付税の動向の問題です。1 つは、地方交付税がどうなるのかという見通しの中でも、来年度以降もこれまでの合併算定がえ以降も約 6 割のお金が確保されるのではないのかという点から見れば、今年度も 9,000 万近く入ってきたという点から見て、地方財政にどのように影響すると考えているかという点ですね。

それから、法人税の当初 3,000 幾らだったのが 2,300 万ふえたわけですね。それで 5,300 万になってきたと。結構大きな金額だと思うのですが、これをこの伸びが大きいことを町長、どのように考えているのでしょうかという点です。歳入の件ではそう。

歳出の件では 2 つあります。1 つは、今回合併 10 周年事業が 2 つ実施しなかったということを出ています。フォトコンテストともう一つ、町誌編さん事業です。これまでの補正の予算等を考えまして、合併 10 周年事業で行ってる事業ができなかったところが結構あります。これについて町長はどのように考えているのかという点ですね。前回は音楽祭の取りやめ等ありました。この合併 10 周年事業が計画どおりに進まなかったところについての見解を町長にお伺いしてお

きます。

もう1点は、これは細かいことは委員会で聞くのですが、西伯病院の中に病児保育の場所をつくる工事請負費が減額になってるという問題です。27年度に所信表明でやりたいと言ったんですけど、24年度の予算の中にも入っていません。町として詳しいことは担当課に聞くとしても、その一方で谷本医院がやっているクリニックに行ってるところがたくさん使ってるわけですね。その一方で、そういう状況がある中で、これを見送らざるを得なかったということについて、どのように認識なさっているのかということをお伺いしておきます。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。交付税の関係についてお答えいたしたいと思っております。交付税につきましては細田議員のほうから一般質問出ておりますが、1月になりました国のある程度のもを出しております。

その内容を簡単に申し上げますと、今、約9,500億円ほどを合併算定がえとして措置してるわけですが、その約7割程度まで別の方法で見ると今、考えてるということでございます。これは合併した関係で、いろんなやっばし状況が変わってきて面積が広がったりとか、あるいは支所の関係、消防の関係とかありますので、そういう面でやはり新しい算定をせないけんじゃないかということがございます。その関係もありまして、単位費用とかそういう要件を見直してそこに財源を措置をするということでございます。ただ、これも必ず保障されるわけではございませんでして、町村によって状況はおのずと違うわけですから、厚くなる場所もあれば薄くなる場所もある。ですから、7割が保障されているものではない。ただ、全国的なベースでその費用として見たときに約7割程度を確保したということでございます。

これについてはどういう格好でなっていくかということでございますけども、やはり5年間という期間はそのままでして、それから率も初めの年は9割、それから次は7割、5割、3割、1割でなくなっていくわけですが、その率は一緒に一本算定したときに、その分に新しい項目だけ計算すると、一本算定後計算する。それから、従来どおりの合併算定がえでした分、その差を同じような格好で低減していくということになるようでございます。ですから、基本的に今までのように今、うちの場合、5億円というものが合併算定がえで約プラスになってるわけですが、それはゼロにはならないということでございますが、やはり減っていくことに間違いはないということで、その数字の確定したものはまだわからないという状況ですので、今後財政運営の中で考えていきたいと考えておるところでございます。

それから、合併10周年の関係で町誌のほう、総務課のほうを担当しておりますが、ちょっと

これはできておりませんでした。まことに申しわけありません。最初、町誌をつくるということにしておりましたが、実際段階にあってやっぱり10年というのはちょっと短いではないかということもあって、これは今回のときは区切りとして資料を整理して、次の合併の20年とかそういう区切りのときに町誌をつくっていかうという形でしたところでございます。そのために町誌の印刷費とかそういうものを取りやめさせていただいたということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、岡田厚美君。

○税務課長（岡田 厚美君） 法人税の動向についてでございますけれど、一番景気の動向に左右されて上がり下がりが激しいのは法人税でありまして、今後どうなるかというのは今後の景気の動向もありまして何とも言えないんですけれど、ちょっと正確な数字等はまた委員会のほうですけれど、リーマンショックのときには2,000万を切るような法人割がなったという状況もあったりして、今、それが持ち直して3,000万なり5,000万になりということになっておるんですけど、今後の動向については新しい企業誘致もありますけれど、景気、収入で法人のもうけに対して税率を掛けていくもんですので、何ともどうなるかというのは言いがたいということでよろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。合併10周年記念関連ということで、フォトコンテストができなかった理由は何かということでございますけれども、事務の立ち上がりが遅かったということもございますけれども、単なる写真の収集だけではなくて、町内の写真愛好家も巻き込んで行おうということで連携の道を探っておったというようなこともございまして、そこ、なかなかうまく体制が組めなかったというところで時期を失ってしまったということでございます。まことに申しわけございませんでした。南部町の宝を写真で伝え残したいという部分、思いはありますので、今後機が熟せば仕切り直しをして再度実施の提案をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。私のほうからは西伯病院の病児保育について申し上げます。現状の病児保育につきましては、年間無料化をしたために500名を超える方に御利用いただいています。非常に今、重要な施策になってるというぐあいに認識しております。その中で、西伯病院では小児科の一部を改修しまして、1名の枠でやってるのが現状でございます。これは場所がないということございまして、1年間かけて南側の建設を当初見込んでおりました。

たが、景観の問題であったり改修に対しての設計にもう少し十分な時間が必要ではないかという病院側の意見もございまして、現在院内保育園の横に建ててはどうかということで病院側と折り合いがついております。新年度に向かいます設計等を組みながら現地の調査をしてまいり、平成27年度中にはもう一度補正等、予算を組み直しまして改めてお願いをする予定でございます。よろしくお願いたします。（発言する者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 歳入の件で、地方交付税の問題で先ほど総務課長がおっしゃったのは、7割、今まで約5億円が合併算定がえで影響受けるんだけれども、私どもの資料には6割じゃなく7割ですね、7割分ぐらいが確保されてくるのではないかということなんですけども、町長、これはあれです、町長にお聞きしておきたいこと。全町村が画一的なものではないということは、次のときもあるんです。ここで聞いておきたいのは、画一的でないというところで地域差が出てくるような交付税だということ、町はまちづくり計画をつくっていくということになさってるんでしょうか。そのことをちょっと聞いておきたいと思います。

私は、本来、合併算定がえの中で7割の確保というのは、地方交付税がどの町村にも対象するところには確保されてるのではないかというふうに認識してるんですけども、それはあえて競争して取り合うもんなんでしょうか。そういう取り合っていくとか、いいところに出すとかありましたよね。インセンティブとかそういうものなんだというふうな認識されてるんですか。ちょっと違うんですよ、感覚がね。その辺をちょっとどういうふうに捉えてるかということをお聞かせください。

それから、先ほどの法人税の2,000万ですね。これは委員会で詳しいことお聞きしたいと思うんですけども、今回ことし途中でこういうふうに予算、補正で上がってきたという特徴なんです。法人がもうかったからというんだけれども、例えばどっかが、対象となるところがふえたとかではなくて、業績が上がったからだ。とすれば、その業績はどういうところなのかというのをお聞きして、町長に質問なんです。それで、やっぱり小さな町にとったら少しでも固定資産税の動向というのは大きく響きますよね。そこから次に、例えば活性化のために打つとすればどういう手があるのかということをお聞きしたいと思っています。

それから、問題は10周年で、課長さんたちはできなくて申しわけないというんですけども、私は、町長、この合併の10周年、10年が何であったのかという、まず一番の町の考え方もいなんが要るんじゃないかと思うんですよ。その中で、今回の合併10年してどうだったから、

みんなでともに祝おうじゃないか、どういうところを確認し合おうじゃないかというような形にならなかったのが一つの原因ではないかなと率直なところ、思ってるわけなんです。そういう意味でいえば、この補正予算で合併関連予算が減額されるに当たり、町長はこの合併の10年をどのように認識なさっているのかということをお伺いしておきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。交付税の関係ですが、これはそういう町村間の差を持ってくるものではないと考えております。あくまで交付税の算定する経費がございしますが、その中での動きでございますので、同じ基準を当てはめた場合に、ただそれが町村によってばらつきがあるので、結果としては一律にならないという考え方ですので、お願いいたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、岡田厚美君。

○税務課長（岡田 厚美君） 法人税の関係なんですけれど、具体的には委員会のほうでどこのどういう業種、どういうのが収入がふえたかというのはまた御説明したいと思いますけれど、結局、輸出関連とかそういうところの今現在で見込み、納入いただいておりますものがもう既に1年間決算した段階での納入がふえておるといことで、業種的には大体、輸出関連とかそういうところが多いような感じで思っておりますけれど、個別、具体的にはまた委員会のほうでどういう業種の収入がふえたかということの説明させていただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。交付税の関係ですけど、私が聞いておりますのは、合併して1,000平方キロ近くまでも大きくなったような町もあるというようなことから、やっぱり新しい町となって極端に面積が広がったりなんかしたときには、それだけの行政需要があるんだという一つの観点に立って、ただ一本算定でやれば交付税が全て必要なだけ行くんだというようなことではなくて、そういう面積の要件、それから支所の要件ですね、そういうところの新たな経費がやっぱり必要なんだということから、大体200平方キロちょっとぐらいが基準になるんじゃないですか。全国平均の基準が200平方キロちょっとぐらいが基準で、それに合わせて交付税の配分を決定する。

我が南部町の場合は114平方キロですから、この基準にはならんということ。ですから、面積要件では7割ぐらいは面倒見てやろうということなんですけれども、面積要件については、うちは基準に届かないという状況です。ですから、それぞれの町村でやっぱりこれは変わってくると。5億円ぐらい削減されるその7割の面倒を見てやる、3億5,000万円は保障されると

というようなものではないというぐあいに認識をしております。

それから、合併はどうだったのかという総括的なことなんですけれども、私は10周年の記念式典、昨年10月に行いまして、非常にいい合併の式典ができたと思っております。なかなか合併は困難な課題でございまして、この間、頑張っていたいただいた皆様を顕彰したり、それから未来に向けてまたいろいろな思いを共有できて、いい区切りができたなと思っております。

そういう中で、合併を盛り上げるために、その10周年を盛り上げるためにフォトコンテストだとか、あるいは町誌の編さんとかいうようなことも当初考えたわけでございますけれども、先ほど申し上げたようなことでこれはできませんでして、その点については申しわけないなと思っておりますが、この気持ちは引き継いでまいりますので、特に町誌の編さんなんかはとりあえず記録をまとめて散逸しないように、そこからかからんとなかなか町誌というようなことにはならんということでありまして、そういう取り組みを今後も進めていき、10周年を記念して新しい本当の心合わせた南部町が今後、発展していくんだというように盛り上げていきたいというように思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 委員会になりますと従来の例からいいますと、町長を初め、副町長の出席、教育長もですけども出席がありませんので、細かいことについてはまた委員会で聞きますが、具体的などというよりも町としての考え方、町のトップとしての考え方を町長、ぜひお聞きしますから、よろしく申し上げます。

私が聞きたいのは1点だけなんですけども、この補正予算書を見ますと農業関係、林業も含めてですけども、非常に減額が多いわけなんですよ。南部町でいいますと基幹産業ですね、農業というのはね。そういう中で、全農のほうとしては何かTPPについては譲歩の形、姿勢が見えるんですけども、この後、TPPが本当に実施されたら大変な状況になると思うんです、今でも大変なのにな。

きのう、町長の所信表明であったんですけども、福成地区で不耕土地のところを株式会社の何とかいうところがやるというようなことで、何とかそれを食いとめようという形があるんですけど、町長、今後この南部町の基幹産業を何とかして維持、立て直すためにどのように感想というか、考えを持っておられるのか、構想を。そのことをお聞きしたいんですが、よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。私も非常に農業の不振ということについては心配を

しておるわけでありまして。特に昨日も申し上げましたけれども、ことしの食糧米について60町歩ぐらいの穴があいたわけなんです。この食糧米に60町歩穴をあけますと、なかなかその実績でカウントされてしまいますから、もとに戻れないということになっておりまして、何とか割り当ての面積ぐらいは食糧米を生産してほしいと思っておるわけですが、原因をいろいろ聞いてみましたら飼料用米に切りかえた、これが中心であります。飼料用米は基準単収を超えた生産をしますと10万5,000円交付になるわけなんです、計算してみますと去年の米価の暴落がありましたので、飼料米をつくったほうが計算がいいということだろうというように思っているわけで、農家の方がそのような選択を今の段階なさっているのではないかと、このように思っております。

やっぱりいろいろな手だてはしなければいけませんけれども、いかに基幹産業といえども南部町で米の例えば価格保証をするんだとか、米で何とか食べていけるように南部町で支援できるというようなことは考えておりません。これはやりたいわけですが、余りにも大き過ぎて財政がついてこんど。やっても何年かで結局できないということになるだろうと思っております。余りにも大き過ぎるということですね、ボリュームが。したがって、国のやっぱり施策というものに沿った農業振興というものを選択せざるを得んということがございます。

そういう大きな前提の中で、私はやっぱり農地の高度利用、1年1作で終わってますけど、例えば冬の間にもできるようなものを利用していく高度利用。それから、町内には施設が少ないんですよ、ハウス。非常に少ない。ですから、そういう施設園芸の振興というようなこと。それから、耕畜連携をしますと国の加算が1万3,000円ですか、1反でつくようになっておりまして、そういう耕畜連携をして循環型の農業を振興すべきではないかというようなこと。それから、現在、鳥取県西部ではネギだとかブロッコリーといったものがもうブランドになって、しかも販路も確立されておって、ですから、技術的にあとうまく乗りさえすればそういうところに乗っていけるわけですから、そういうブランド品の生産というようなものを手がけるようなこと。それから、もう一つは、最後になりますけれども、南部町ならではの特産品をつくる。これは1次産業から6次産業化まで含めて、そういう特産品、6次産業化を図っていくというようなことが私の頭で考えられる農業振興なんです。そういう方向で今までも大体取り組んできたと思うんですが、今後ともこういう混乱した状況の中で見失わないようにそういうことを掲げながら農家の応援をしていきたいと、このように考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 答弁いただきました。再度、町長に今の耕作者の実態というのを

全部が全部だないですけども、聞く、私が耳にしたところ、私、非農家ですからつくってませんけども、同じような年代の人にこう言われるんですよ。人を養うようなことではもうわしは農業をせんよと。自分とこの食べる米はつくるけども、ほんなもん、何で損までして人の食糧まで確保せないけんだという、そういう実直な声があります。その辺も十分受けとめていただきたいということと、それで先ほど答弁の中で言われましたけど、ハウス園芸ですね。これもやっておられる人のいろいろノウハウとか経験上というものをいわゆる指導面ですね、そういうことも必要だと思っんですよ。そういう中で、やはり指導をするような人も育てていく。昔でいうと、今もあるかもしれません普及員さんとか、そういうのはあんまり聞きませんが、そういうのはやっぱり町の独自でそういう人を育てて、そして行くということ、このことをぜひやっていただきたいと思っんです。

それと、飼料米ですけども、一つは、こんだけ家畜農業なんかが減っているのに鶏も豚も含めてですけども、果たして飼料米をどんどんつくって、これが合うのかなと。利用者ができるかなという不安もあります。そこら辺も総合的に考えて、ぜひ施策を南部町独自の分を、限られた財源ですからそれは私もよくわかりますが、進めていただきたいということのをこれは要求しておきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 要望でよろしいですね。

○議員（12番 亀尾 共三君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） ないようですので、次に行きます。

議案第4号、平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、質疑ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の国保の補正では、6ページの歳出のところでは一般被保険者療養給付費が減額の4,827万、次の一般被保険者高額療養費が1,055万と、こう減額してきているわけなんですよ。

そこで町長にお聞きいたします。平成27年度から、いわゆる保険財政共同安定化事業、これが1円からするということで、言ってみたら都道府県の1円化というのは、単位化というのは始まるわけですね。そこでどうしても気になってきますのは、次の当たったときに、要は、全部で大きくしたときに南部町が負担する金額と使った金額のこれはどうなるのかということのをどう見

てるかというのをお聞きしたいんですよ。それで、今の時点でこれは決算ではないんですけど、3月の補正で、要は、一般療養給付費が7億5,200万だと、こういうふうな金額出てきています。町長は、全県を一本化にした場合、南部町の医療費の動向は全県化が見てどう見て、共同化安定事業でどのような影響があると見てるのかというのをちょっと答弁いただきたいと思うんです。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。一本化をすればどうなると見込んでいるかということですね。全県一本化になれば南部町の場合は医療費が高いわけです、平均が。したがって、プラスマイナスでいいますと、私はプラスになるというぐあいに見ております。はっきりこういうスタイルでやるということがまだはっきりわかりませんので、きのうかおとついで国会に提案されたというぐあいには聞いておまして、閣議決定されて、法案が。まだ詳細が手元にないのでわかりませんが、県と町村がそれぞれ特別会計を持って運営をするということ。それで、町村は健康づくりや、あるいは賦課徴収ですね、こういうことをする。それから、県には分賦金で納めますので、県には100%金は入ってくるわけですが、町村の場合は滞納があったりすれば穴があくというようなことは相変わらず続くようです。そういう一つの枠組みの中で考えますと、そういう枠組みの中で考えたときには、南部町の場合は医療費が高いので、いただくもののほうがようけになるだろうというぐあいには思っております。よろしいでしょうか。そういう見込みです。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 高い安いは次の27年度の国保の予算のところでも同額が出てくるものですから、同額が歳入で歳出で出てきますよね、共同安定化事業に。

そこでちょっとお聞きします。これは委員会で求めておきたいことです、議長。先ほど町長が南部町の医療費は、よそに比べて高いんだとおっしゃったんですよ。その補正予算で平成26年度の医療費の動向も出てきていると思いますので、そこから南部町の医療費が他町村に比べてどれほど高いのかというわかる資料を用意していただきたいということを求めておきます。

○議長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長のほうに申し出てください。

○議員（13番 真壁 容子君） はい、よろしくお願ひします。ここで言ってるやん。よろしくお願ひします。

○議長（秦 伊知郎君） 委員会で求めていただきますようによろしくお願ひいたします。

○議員（13番 真壁 容子君） 委員会で求めたら時間かかるので、今、言っております。よろし

くお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁要りますか。（「要らん」と呼ぶ者あり）要りませんね。

○議員（13番 真壁 容子君） 出てくるんだったら要りませんよ。（発言する者あり）出ますよね。お願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、出ますか。

町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。常任委員長さんのほうの要求があればお出ししたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第5号、平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、質疑ありますか。なしですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第6号、平成26年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）、質疑ありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第7号、平成26年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第8号、平成26年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）、質疑ありますか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 議案の説明の中で、担当課長から当初は15基を予定しておったんだけど、10基になったと。私、いつも予算決算で私どもは、ぜひ布設を100%とは言いませんが、率を上げること、このことを求めたんですよ。いろいろ減らした理由も言われたんですけども、そこで1つ、私、お願いなんですけど、これもアンケートをやったということで、そ

のアンケートが課のほうへあると思いますので、これ、議長を通じて行政側のほうへアンケートも提示をお願いを要求しますので、ぜひ議長、求めてください。よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員会で委員長のほうに申し出てください。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第9号、平成26年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第10号、平成26年度南部町水道事業会計補正予算（第3号）、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第11号、平成26年度南部町病院事業会計補正予算（第4号）、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第12号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第13号、南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、質疑ありますか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第13号ですけれども、これは学童保育の設備と運営に関する基準ですけれども、これ、全員協議会の中でも説明がありましたけれども、ここで再度確認をしておきたいことがあります。それは東西町の学童保育の運営と設備の基準が、今回の13号の議案で当然適用されるものと全協でも確認したと私は思ってるんですけども、再度この基準が東西町の学童保育にも適用されるということを確認したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 健康福祉課長、畠稔明君。

○健康福祉課長（畠 稔明君） 健康福祉課長でございます。このたびのこの条例は、南部町内

で全て行われる放課後児童健全育成事業が対象となっておりますので、その最低基準ということになりますので、当然東西町で行っていただいております事業もこの条例の対象となります。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 植田均君、よろしいですか。

○議員（5番 植田 均君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第14号、南部町児童厚生施設条例の制定について、質疑ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第14号は、児童厚生施設条例の制定についての中で、今度新しく児童館を法勝寺地区にもつくるという内容で児童館長を置いていくという中身なんです。

そこで1つ、詳しいことは委員会でお聞きするにしても、町長、児童館というのは全児童対策で全ての18歳未満ですか、児童を対象になさって、市町村によれば教育委員会が持つところも多くあるわけです。それと同時にもう一つ、うちの町では放課後児童の対策ですね、放課後児童健全育成事業をしているわけです。いわゆる学童保育ですね。学童保育とのすみ分けをどのように考えているかというところを1つ町長にお聞きしておきたいこと。

それと、全員協議会の中で明らかになりましたのは、要は、すみれ保育園の跡を改修して児童館にして、できたら児童館事業とともに西伯側の学童保育を、学童保育のひまわり学級をここで運営していきたいと、こういうふうな構想も出てきたわけなんです。子ども・子育て会議の中では、委員の中からも西伯側のひまわり学級については、すみれ保育園ですることについてどうかという点で、必ずしもすみれ保育園の跡の児童館で学童保育を実施することを了解してもらったと思っていないという副町長の言葉もありました。ところが、了解してもらっていないんだけど、町とすればそこで学童保育をするために進めていきたいと、こういうふうに言っているわけです。

そこで町長、少なくとも関係者等が集まって子供たちのために何がよいかということ子ども・子育て会議でも協議していただいていると思うんです。そこでの結論が出ていない段階で、町が学童保育の場所をそこにと求めていく理由と根拠は何かというのを町長にお聞きしたいんです。

2つです。全児童対策と放課後健全育成事業との違いをどう考えているかということと、西伯側の学童保育をすみれ保育園の跡地に持っていくことには必ずしも了解されていないと思うが、

どうしてそれを持っていこうとしてるのか、その根拠についてお伺いしたい。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。すみれこども園の改築に伴いまして、すみれ保育園があくということでございまして、長年の懸案でありました児童館というものを設置をしようということで、今回条例を提案をさせていただいているわけであります。

学童保育と児童館との関係、理由と根拠ということでございますけれども、一般的に児童館のメインの事業が学童保育になっておるといように伺っております。そういうこともあります。

それから、私も今のプラザのほうで行っております学童保育の現場に行きましますと、行きてみたことがありますけれども、非常に学校が近いということで喜んで、それからまた、お互いに保護者のほうも指導員のほうも子供もまたみんなが喜んで利用しているような雰囲気には見えませんでした。見えませんでしたので、そこでも悪くはないわけですが、せっかく児童館が整備できますし、館長も置いて専任の体制で運営をするということでもありますので、私は児童館の中で学童保育を行っていただいたらと思っております。

それから、子育て会議の中でいろんな御意見が出ておるといものを議事録があって、要約なんでしょうけれども議事録で拝見をしますと、確かにそういうことをおっしゃっておられる方もあるということで見えておりますけれども、必ずしも全部の意見ではない。一部そういう心配をなさっておられるお方があるというぐあいには承知しております。一応、それが決まらんとできんということではございませんので、児童館の提案はさせていただくわけであります。

それから、実際にできるのはまだまだ先ですので、時間もありますから十分詰めていけばいいのではないかなと思っております。

それと、すみれ保育園は随分広いい施設ですので、冷暖房も相当完備しましたし、芝生も植えていただいたりもしておりますし、いい施設だし、随分広い。ですから、担当の方に聞くと学童保育をやる部分と、それから児童館の部分と分けけて十分対応できるというぐあいに聞いております。そういうようなことから一応、予算もお願いしておりますので、条例のほうも今回提案させていただくということです。それで、まだまだ時間がありますので、御心配の向きをじっくり話し合っていくという前提で、こういう条例提案しております。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長の言ってることわかりました。児童館としては、児童館は建設したいと。それで、でき上がるのは夏以降ですよね。学童保育を持っていきたいという考えがあるんだけど、それについては今後ゆっくりと関係者も含めて話をしたいというふうに、町

の姿勢だというふうにお聞きしましたが、それでいいですね。決まっていることではないと。その確認です。委員会でするときも、これは課長に聞くことではありませんから、私はそうだと思うんです。いろんな意見が出てるので、一応検討したいと思ってるという、その場所がいいと思ってるというふうに町、思ってるけれども、決めたことではないということの確認ですね。

それと、もう一つは、町長、先ほど言いました一部の意見で全部の意見ではない。なるほど、そうだと思うんですよ、賛否両論ありますからね。その一部の人たちがその場所は学童保育にふさわしくないのではないかという点で、どのように言ってるというふうに町長は認識なさってますか。あっこれは学童保育に行くの、賛成しないよと言ってる方々がどういう意見を上げておられて、町はそういう意見があるんだけど、持っていこうとしたかということをちょっとお聞きしたいんですよ。

一番の確認は、町長は今、決まったことではないということを確認したいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。私が聞いておりますのは、今の子育て会議の中で、全員一致で、じゃあ、こうしましょうということを決めておられないというぐあいに伺っております。ただ、体制は児童館のほうで行うということが支持されているのではないかというぐあいに受けとめております。言っている内容は、あんまり詳しくは覚えてませんが、例えば国道を横断せんといけんといけんというようなことです。小学校から新しい児童館に行くには国道を横断せんといけん、ちょっと距離がありますからね。そういうところで心配をなさっておられるというような話もちょっと聞いたことがあります、詳しいことはあんまり聞いておりません。ただ、私も行ってみた感じは、プラザのほう为学校のすぐ隣ですからよさそうでした。ただ、児童館になれば今度は学童保育ではない、どっちかいうと学童保育は小さい低学年の子供をお預かりするわけですから、そうでない子供もたくさん来ますし、そういう交流というものがあるんだろうというように思うわけですよ。そういう効果の面も考えていくべきではないかなと思っております。

それと、一定の図書や、それからプログラムに従ったいろいろな指導がなされるんじゃないでしょうか。そういうことも考えますと必ずしも今のところが悪くはないけれども、新しいこれも児童福祉施設ですから、子供たちにとってはとってもいい環境になっているというように思うわけですし、こういうところで学童保育をするのもまた大きな効果が上がるのではないかということも思っております。最終的には、これは皆さんがいいなって言ってござれるが一番いいわけですが、開設して話がまとまらなくていつまでもできんという状況はおもしろくありませんので、御理解をいただきながらみんなのできたら納得の上でやりたいなと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 条例については委員会で審議いたしますが、町長がおっしゃったように、ぜひ子供たちと保護者と学童保育の指導員等の声も聞いていただきたいということと、以前にもしあわせの後ろの研修施設、今、旧遠藤工業の場所を学童保育にというところも反対の声があったわけなんですよ。なぜかという、危険だという点だったんですよ。そういう点でいえば、子供たちと関係している指導員の声も聞いてやっていただきたいということ、児童館事業と学童保育の実施ということをちょっと分けてやっていただきたいということを強く要望しておきます。

○議長（秦 伊知郎君） 要望だけでいいですね。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） ないようですので、次に行きます。

議案第15号、南部町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） ありませんので、次に行きます。

議案第16号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、質疑ありますか。

3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 3番、米澤でございます。ちょっと声が悪いんですけども、2点について伺いたします。

午前中に加藤総務課長のほうが平成27年度の予算案の説明の中で、日本経済は緩やかな回復基調にあると。ただ、地方にはそれが浸透していないということでございましたが、まさにそのとおりだと思います。そのような中で町内の皆さん、給料や年金額は上がりません。また、それとともに円安による諸物価が非常に高騰しておりまして、住民の皆さんの生活は非常に苦しいと。そういう中で、なぜ執行部のほうが特別職報酬等審議会ですか、そこに報酬の引き上げを諮問されたのか、その理由について伺いたいと思います。

2点目、今度は特別職報酬等審議会ですか、そこがどのような理由で引き上げの答申を出されたかということ、この2点について伺いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。まず、1点目のどういう理由で審議会に諮問したかということでございます。これは南部町におきましても特別職の報酬等を審議する審議会というのがございます。それから、西部地区の町村でつくっております西部地区特別職報酬等審議会というのがございます。

他の町では今、単町で持っているところは南部町のみとなっております、西部地区の特別職につきましては特別職の審議会のほうの答申によって考えるということになっております。今回、特別職審議会の西部地区の特別職の報酬審議会が開かれまして審議をいただいて、この中で、この改定についてその額等も含めて検討された結果、現在の基準といいますか、その答申でこれだけ上げるのが望ましいというのをいただいているところでございます。それを受けまして、町村のほうでもこの答申を尊重してやっていこうという中で、どこも取り組んだということを聞いておりますが、南部町の場合につきましては別に特別職の報酬審議会がございますので、そこにお諮りしてこういう答申が西部地区出てるんだけど、これについての御意見を聞いたということでございます。

それから、どのような理由でこれを認めたか、町のほうの審議会に答申を出したかということでございますが、確かに言われますようになかなか今、給料が上がらない実態でございます。その中で、特別職を上げるということについてはどうかという話も当然諮ったわけでございますが、そもそも中で特別職の給与そのものが低いと。その重責、あるいは持つ責任と、それから拘束されるいろんなものの中で低いんじゃないかという意見が出ました。

諮問の中では、カットの関係も当然話があったわけでございますけども、そのカットもなくすべきであろうというような意見も出ております。特に西部地区におきましては県下で低いというのがございまして、今回、町のほうでは町村長の給料については81万というのを変えて79万から81万というのをしているわけでございますが、高いところは現在でも85万5,000円というところもございます。中部では80万超えてるということがございまして、西部地区がちょっと低いということもあります。そのこともあって西部地区の審議会のほうでもそういうことも考慮された中で、やはり現在の職責に合った給与を上げるべきだというようなことでされておまして、うちの町のほうでもそれを尊重しているということでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 3番、米澤でございます。先ほど総務課長のほうから西部地区の町長の給与の額をおっしゃいましたけれども、いわゆる西部町村の中で大体、南部町の例えば町長、副町長、それから教育長ですね、その報酬の額は第何番目ぐらいになるのか。中部地区も

全部入れてもいいんですけども、大体何番目ぐらいになるのかということをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。現在の給与額は、西部地区では基本的には基本の額は同額ですが、そこからカットがっております。

日南町につきましては78万ということで……（「議員はそんなこと聞いちょうへんがな」と呼ぶ者あり）はい。（「南部町がどげだかいって言っちょう」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 何番目かということ、何番目……。

○総務課長（加藤 晃君） 南部町につきましては今、実際に支給してる給料が一番最低でございます。それから、副町長につきましても同様に最低になっております。それから、教育長につきましてはちょっとばらつきありまして、下から2番目になっております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほど米澤議員が聞かれたことに関連なんですけども、額がいいか悪いかそれはまた別として、審議会で審議された答申のもとにやられたということなんです、私、2つお願いしたいんですけど、お聞きするんですが、審議会のメンバー、何人で構成されて、どなたかということ。

それから、審議会の中で当然、審議された内容が、記録があると思います。それをお聞かせください。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。審議会のメンバーでございますが、5人でございます。これは条例で決まっておりますので、5人で行っております。主にいろんな立場からということで会社の役員もおられますし、議長、議会を経験された方もございます。これは議員報酬の関係もございますので、そういう人を選んではということでございます。

名簿につきましては、これは要求があれば議会のほうに出したいと思いますので、ここではお名前まではちょっと控えさせていただきたいと思います。

内容につきましてはですけども、先ほど申しましたように審議の内容についてはおおむねこの分の話だったんですが、カットについてはやはり従うべきではない。その西部地区の答申どおりするべきだというような意見がございました。満額でやるべきだという意見がございました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほど総務課長がこの場では名前、名簿はちょっとということな
るので、委員会のほうへ議長を通じて先ほど言った2つですね、メンバーの名前と、それか
ら記録について提示をお願いします。要求します。

○議長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長、よろしくお願いたします。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） これも委員会で審査いたしますので、町長に意見を聞いておきた
いと思います。先ほどから出ております特別職の報酬を引き上げることについて、例えば景気が
そんなによくなっていない中で上げることについてのやっぱり違和感というのを率直なところ、
私なんか持っているわけなんです。確かに町長さんや長のつく方の重責というのはあると思う
んです。そういう意味では、予算が許したり状況が許すのであれば、それはそれに見合ったとい
うか、多いほうがいいのにこしたことはないと思うんですが、今の現状をどう見てるかというこ
とを町長にお聞きしたいと思うんです。非常に金額を出すことははばかれるんですけども、町
から出された資料の中に人件費の比較で見たら、やっぱり特別職の給与2人で今回全て保険料等
も含めてですけども、1年間で今回の分で26年と27年で比較したら338万4,000円が
上がってくると。教育長は146万と、こう書いてあるんですね。これが全て給与じゃなくて社
会保険料とか入っているのはもちろんそれはここにも書いてありますが、予算上ではこれだけ
のお金が動くわけなんです。

それで一方、次出てくる職員の給与もそうですけども、今、大きな問題になっているのが公務
現場でのワーキングプアの問題ですよね。やっぱり毎日働きながらも正規でないばかりに、なか
なか給料が上がらないという問題も実際としてあると思うんです。それとこれとは別だとい
う声も聞こえてきそうなんですけれども、少なくとも解決方向としては今、町政を担っていつて
いる職員の待遇改善というのが先に来てもいいのではないかと私は思うんですが、その点につ
いて町長にお考えをお聞きしておきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。職員の待遇改善につきましては、これは人事院勧告
に準拠して行ってまいりましたし、今後もそういう考え方があります。

それから、特別職の報酬改定については平成15年の4月に改定がなされておいて、以来11
年経過をして現在に至っておるということで、今回、特別職報酬審議会に諮問をしたということ

のようでございます。これは属人ではなくて職に対して報酬審で検討されたというように思うわけでありまして、私のほうから言う考えはあんまりありません。これに従うと。もっと下げれば言われれば下げないけんし、上げれば言えば上げるべきだろうというように思っております。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんので、次、行きます。

議案第17号、町長の給与の特例に関する条例の制定について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） ありませんので、次に行きます。

議案第18号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、質疑ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 18号の中に非常勤ですよ、これは。非常勤の中に南部町立児童館の館長が非常勤になっているんですけども、先ほども町長がおっしゃっていたように、住民が、町民が今まで待望していた児童館の建設だということになれば、特に児童館、子供とか人間相手のとき、ところは何よりも人ですよ、人と場所。でも、何よりも人が優先されなくてはならないと思うんですよ。その待遇が正直言って驚いたんですよ。どうして児童館館長というのは、これというのは非常勤の勤務形態もお聞きしたいと思うんですけども、私はきちっとした対応で正規職員等を配置すべきではないかと思うのですが、その点について町長のお考えをお伺いしておきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。この非常勤ということでございますが、今、38時間の非常勤を充てる予定にしております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。（発言する者あり）

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 課長には委員会でもっとしっかり聞きますね。町長、せっかく住民が待望にしている児童館をどうして非常勤なのか、正規職員を充てないのか、町長にお伺いします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。待望久しい児童館にそれなりのお方を配置するとい

うことですから、正規な職員がいいのではないかという御意見のようですけれども、私はこういう分野で経験を積んでおられる教育関係の方がお世話になったほうがいいのではないかと考えております。そういうお方を現職でお世話になるといっても、なかなかそういう方はおられません。やっぱり定年なさったりそういう状況にあるわけですから、きっと38時間の非常勤ということで、一番相手もあることですから確保しやすいのではないかとこのように思っております。そういうことでスタートしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

〔質疑なし〕

○議長（秦 伊知郎君） ないようですので、次に行きます。

議案第19号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑ございますか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） ちょっと考え方をお聞きします。町長、副町長、それから教育長のこの給与については審議会で先ほど引き上げというんですか、報酬を上げるということなんですが、職員の給与について私、この条例の一覧を見るんですけども、職務級の3号、4号に該当するのが、これが減額というぐあいになるわけなんです。私は、もちろん町の町長初め、副町長、それから教育長も重要なポストで町民の生活、暮らしに貢献するということは当然なんです。職員も窓口、あるいは直接住民との対応で大変やっぱり貢献されているわけなんです。片一方は上げておいて片一方は下げるといふ人勸の意見も反映してだと思ふんですけど、これについて、町長、考え方なんですけど、こういうことでいいのかどうなのか。実際、町の生活を支えるために職員の人は頑張ってるんですけど、考え方、どうでしょうか。片一方は上げる、片一方は下げる、こういうことがあっていいのかということをお聞きします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。上げると下げるはたまたまのことでありまして、職員の場合は人事院勧告に従って大体対応するという考え方でございます。町で独自にやってもいいわけですが、大きな自治体なんかでは、特例市なんかではやっているかもわかりませんが、我が南部町では職員給与を勝手に構ってみんなに納得していただけるだけの力量というのか、そういうものはございません。やっぱり職員間の公平性だとか、あるいは職員能力に応じた昇給だとか、そういういろいろな要素がこの給料表、人事院勧告には含まれておりまして、私はこれに従ってやったほうが町の職員にとっては一番いいのではないかと、メリットがあるのではないかとこのように思っております。

それから、最初に申し上げましたように、特別職は上げておいて一般職は下げるということですが、これはタイミングの問題ですので、御理解いただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほど町長から答弁もらったんですが、私は現行の給与表にそれを、人事院の勧告はちょっと置いといて、現状の給与表を、それを職員の引き上げということになると新たな財源も要すると思うんですけども、現行で今までやってきた分ですから、それは毎年毎年財源も必要なんですけど、新たに負担がふえると。歳出面が大きくそれで変わるというものでもないと思うんですよ。そういう中でいえば、やはり上がる、下がるということについては、なかなか町民というか、職員の理解が得られんと思うんですけども、それで当然だというぐあいに思っておられるんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。全体の金額が変わらんでいいのではないかと思いますけれども、当然というより上がったほうがいいでしょうね、それは職員も。いいでしょうけれども、先ほど申し上げたようなことから人事制度だとか、人事制度と深くかかわってますから、そういうことと一体的に運用されているわけです、この人事院勧告制度というのは。そういうものをあるときはそのまま勧告よりも上げたり、あるときは下げたりそういうコントロールをするだけの能力が南部町にはありません。したがって、これは人事院勧告に従って対応したほうが南部町にとっては一番いいし、それから職員にとっても安心しておられると。恣意的に上げたり下げたりされたらたまったもんじゃないというのが職員の気持ちだと思いますよ。そういうことです。

それと、お金のことをおっしゃいましたけれども、この職員給与は地方財政計画の中で全部反映されておりまして、地方財政計画の中で反映されて交付税で結局それは手当てがなされるということになっております。余り勝手に上げ過ぎたら町の負担になりますし、そういう状況に関連して動くようになっておりますから、あんまり御心配ないようにしてください。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、職員の給与が下がる提案と、特別職が引き上げるという提案はたまたまだというふうにおっしゃったんですけども、そこで町長に委員会の審議の前にお聞きしておきたいのは、職員については人事院勧告が出てくる。人事院勧告に基づいて国家公務員から地方公務員に及ぶまで、それなりに給与というのは決められてくるわけですよ。それは

どういう仕組みだというふうにお考えですか。私は、職員というのは生活給ってありますよね。本来、労働再生産とか次に続く時代の子供を育てていくために必要な経費を最低限保障しないとイケないというところから来てると思うんですよ。

それと、根本的に特別職の報酬は違うと思うんですよ。先ほどの特別職も重責だということでの説明しかできなかつたと思うんですども、となれば、町長に2つお願いが。

1つは、報酬審議会のあり方はどうあるべきだと思うんでしょうか、特別職の報酬審議会のあり方。往々にして今まで住民の中で世間からは特別職、とりわけ議員とか首長の報酬はお手盛りではないかというふうには批判がよくされているわけなんです。なぜかという、そういう関係者の中で決めてくることが多かったからです。それも何よりも生活給ではないからなんです。じゃないでしょうか。そういう点から見れば重責で大変だし、町長自身も労働再生産のためにそれなりの品位を保つためにも、責任と。それなりの給与は当然必要だと思うんですけれども、今の町内の暮らしを見た場合に、自分としてはどこまであればその給与でいけるのかという点と、職員ととりわけ非正規の人たちがこんなに多い中で置かれてる状況を考えて場合、もちろん特別職の報酬も引き上げてもらって立派な仕事をしたいと同時に、職員の給与も引き上げるために人事院勧告で上げるように国に要請していただけないでしょうか。

もう一つは、非正規の職員が余りにも多過ぎるので、職員の人数をもっと多くして正規雇用ができるように、地域に若い人たちが帰ってくるように公務員も多く採用していけるような財政規模にしていくように国に申し入れるべきではないでしょうか。この点について町長の考えをお聞きしておきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。人事院勧告は御案内のように、いわゆる民間給与の状況と国家公務員の給与の状況を比較して、その格差があったときには下げたり上げたり勧告したりいろいろして、民間とあんまり差がないようにやっておるのが人事院勧告だというぐあいに理解しておりますから、生活給がどうだとかというようなこともみんな含めて人事院のほうで勧告をなさっておるというように思っております。したがって、そういうものが100%ではないかもしれんけれども、加味をされた勧告であろうと。

そして、地方においては案外、人事院勧告と比較して公務員の給与が高過ぎるというような声があるのも事実です。それは地域の産業がなかなか育っていない中で、我々は全国的な人事院勧告に従って給与改定を行っておりますので、なかなかこの南部町の実態とは合わんというようなことから、そういう御意見をいただくことがあるわけですが、そうはいってもやっぱり地

域経済、一定程度支えているのも人事院勧告ですから、こういう役場の給与がどの程度上がったのというようなことから、民間でもじゃあ、うちもこれぐらい上げてほしいというようなことがなされるそうですから、私は、人事院勧告は非常に大きな意味を持っておるというように思っております。したがって、いろんな声はありますけれども、人事院勧告に従って給与改定を行うというのが基本だろうというように思うわけです。

それから、特別職のものですけれども、先ほども申し上げましたように平成15年の4月以来、11年を経過して現在に至っておるというようなことで、そのまんまに投げてあったということでごさいます、今回、西部町村会のほうで諮問を行ったということでごさいます。したがって、たまたま偶然そういう上げること、下げるということになってしまったわけですが、御理解をいただいております。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 特別職の町長の報酬が議案になってるときしかなか聞きにくいことがありますのでお聞きいたしますが、町長、先ほどおっしゃったように、公務員は給料高過ぎるんじゃないかと、これ、町内でもよく言われているんですよ。残念ながらなかなか地域の経済が上向きにならない段階で、どこも地域の町村についていえば、公務員はいい給料もらっているという言い方すると思うんですよ。町長は、公務員が高過ぎるという声があるから人勤でもそれなりに特に若い人じゃなくて、半ばの方々がちょっとこう下がるわけですよ。そういうことがその人勤は適切やないかというふうにおっしゃるわけですね。だとすれば、町長、特別職の報酬の妥当性というのはどこで決めるのでしょうかという問題と金額の問題ですね。

それと、やはり住民から批判されているのは、4年に1回出てくる退職金の問題なんですよ。4年間で1,600万円近くのお金が町長、首長の退職金で出るわけですよ。そういうことが住民の置かれてる生活から見てどうかという点でいえば、私はやっぱり改善が必要ではないかというふうには思うんですが、町長、これについてこういうふうには町長の退職金制度についても見直したほうがいいのではないかという点について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 私は、報酬審議会の内容というか、これには従うという立場でありまして、一々このことについてどうこう申し上げる考えはございませんので、よろしく願います。

それから、そういうことですので、よろしく願い……（発言する者あり）支援制度……（「退職」と呼ぶ者あり）金制度。退職金のこともあったそうですけど、退職金については、これは退職手当組合で決めております。これは町長がこれももっとたくさんいただきたいとか、も

っと少なくていいとかというようなことにはならないわけです。いつかの選挙で退職金はもらわんというような話もあったわけですが、そういうことはできません。退職手当組合の規定に従ってお支払いするというのでございますので、よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） ありませんので、次に行きます。

議案第20号、南部町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、質疑ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長に本会議でお聞きしておきますが、今回の職員の派遣等に関する条例一部改正は、緑水園の分をやめるということなんですけれども、社会福祉法人伯耆の国、今、派遣していないわけですか。もうこの条例は廃止にすればどうかという意見について、町長、どうお考えでしょうか。私は、そう思っているんですよ。もし、派遣する必要があるときにあれば条例化してくればいい。なぜならば、これ、条例があったら議会の議決は予算しか出てきませんからね。なしでも派遣できるということを今、現実的に考えられないのであれば、これ、廃止したほうがいいのではないかという点について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。真壁議員のおっしゃるとおり今々、このほうに派遣をして政策的に支援をしたりなんかということは喫緊の課題がございません。しかし、どういう状態で政策的にそういう支援が要るだとかいうこともあるかもしれません。そういうことに備えてこれまでも地方自治法の中で定められておりますので、こういう公益法人に対しましては自治法の制度の中で一定の範囲を決めて条例化させていただくというシステムになっておりますので、どうぞよろしく御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 続いていきます。

議案第21号、南部町特別会計条例の一部改正について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第22号、南部町児童福祉手当支給条例の一部改正について、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第23号、南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について……（「これは委員会に出してもらえばいい」と呼ぶ者あり）

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） これも資料の要求です。今回の値上げの議案につきましては業者の要望書と、それから参考にされたという米子の審議会の記録、これを委員会に提出をよろしくお願いします。（発言する者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 委員会で委員長に申し出てください。よろしくお願いします。（発言する者あり）

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 今、植田議員が言われた件につきましては全員協議会の中で承っておりますので、町民生活課長のほうに申し出ております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ありがとうございます。次、行きます。

議案第24号、南部町保育所条例の一部改正について。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） これも要求であります。新しく今度すみれ何だったかな、新しくなりますね、保育の関係で。その今度一覧、いわゆる保育料の一覧表が載ってないんですよ。それでこれ、ぜひどういう状況になるのか委員会のほうへ資料を要求しますので、よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長に申し出てください。よろしく願いいたします。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議長、私も亀尾議員と同じこと要求するんですけども、委員長に申し出るとおっしゃるんですけども、非常に言いにくいですが、私たちは本会議で総括質疑だと言われてるので随分遠慮しながら質疑しております。少なくとも予算、大事な本会議で資料を提出して、その権限というのは議長にあるんじゃないですか。であれば、議長がここで執行部に命じていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 議長を通じてやらせていただきます。

○議員（13番 真壁 容子君） はい、よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） ありませんね。（「はい」と呼ぶ者あり）

議案第 25 号、南部町放課後児童クラブ条例の一部改正について。

5 番、植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） この議案は、南部町の放課後児童クラブを、条例上の位置づけを
あいみ、ひまわり学級ですね、2 つが条例上に位置づけられているわけですが、東西町の学童保
育をここに位置づけないのはなぜかという問題なんです。それで、お金の出方も南部町放課後児
童クラブ条例に基づく予算の出し方と、それから放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱と、
こういう二通りの出し方をしてるんですが、なぜ東西町の学童保育については条例上に位置づけ
て条例上の予算の立て方をしないのか、この問題についてよろしく願いいたします。（発言す
る者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。なぜ東西町の児童クラブが上げて
ないのかということでございますが、本町の放課後児童クラブの規定では、あいみ児童クラブと
ひまわり学級の 2 カ所というふうにしております。東西町のほうにつきましては、東西町地域振
興協議会のほうから自主的に行われている事業だというふうに認識しておりますので、そのよう
に御理解ください。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 5 番、植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） 町としてなぜそういうふうにするというふうに方向づけをするの
かというのが、私は大事なところだと思っているんです。最初にそういう要望が出た場合、きち
んと学童保育として町の施策として位置づける、これが町のやるべき方向じゃないでしょうか。
なぜこういう二重基準といいますか、同じ子供たちの健全育成ですよ、これを条例に位置づけて
きちんと町が責任持つ、これが町のやるべき仕事の仕方だと私は考えるわけですが、そういう方
向になぜ向かわないのか、そこが不思議でいけません。よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 答えられますか。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。施設基準を定めて町がその責任にのっとり町内
の子供たちの最低の放課後児童クラブでの健全育成を管理していくと、これは行政の仕事だとい
うぐあいには思います。ただ、放課後児童クラブのあり方は私が思いますに、これまで長い歴史の
中では委員会でも申しましたように、かぎっ子対策という非常におんぼらとした放課後の子供の
過ごし方ということで政策が追いついてこなかった、そういう側面があると思います。このたび
それを条例という形で南部町の子供たちの放課後に対してその基準を定めると、ここに一番肝が

あるというぐあいに思っています。ただし、運営の主体といいますのは、これからさらにいろんな多様な運営の主体というのが出てくると思います。それに対してきちんと町のほうでは基準を設け、管理していくと。こういうスタンスで臨みたいというぐあいに思っていますので、決して東西町の運営のことを町の直接運営する施設というぐあいに定めるということの必要はないというぐあいに思っています。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですね。

5 番、植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） どうしても私は今、国の施策の方向としては、子ども・子育てをどんだけ充実させていくかというのが大きな目玉といいますか、方向性向いてます。それで、保育所の関係でいいますと、児童福祉法の第 1 条で……。条数は忘れましたが、町が直接責任を負うんだということが議論の中で一旦外されようとしたんですよ。それが厚生労働省の専門の委員会の中で再度復活させて、地方自治体が直接責任を負うということが明確にされて、そのこの条文が残っていったという経過があるんですね。

学童保育につきましても最初、南部町では 4 年生というのを、全国的には小学校 6 年生まで全年学を対象にするという方向が出されて、それを充実していく。こういう今の地方自治体の責任と、それからそこんところの仕事の充実、そういう方向から見て条例上に位置づけるべきだと私は再度、町長に言いたいわけですけども、それ、考えられる考えはありませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 総括的な質疑ということでありまして、ここで議論をするわけではない。議案第 13 号で、南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定にというものを提案しております。先ほど副町長が答弁しましたように、町が直接やる放課後児童クラブとそうでないクラブといろいろありますから、形態が。こういう提案になっておることでもあります。基準を、町のやる分の基準は人数を定めて今回提案しておるわけでありま。もちろん 13 条によってそういう基準が東西町の放課後児童クラブにも適用されると。それから、新たにどっかで思いつかれればそういう基準で対応するということですから、そこは御理解いただけるのではないかと思いますけれども、いい悪いは別にしてですね。そういうことで御理解いただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

3 番、米澤睦雄君。

○議員（3 番 米澤 睦雄君） 3 番、米澤でございます。1 点だけお尋ねいたします。

これは関係者から聞いた話なんですけども、あいみ児童クラブとひまわり学級には指導内容、それから指導に非常に差があるという話を私は聞いたことがありますけれども、御存じでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。あいみ児童クラブとひまわり学級の放課後児童クラブの運営に対していろいろ差があるということでございますが、前にとりましてアンケートの中で多少そのようなことが書いてあったとは思いますが、具体的にどこがどうでひまわり学級のほうがこうでということを知っているものではありませんが、差が全くないことはないと思います。それぞれに特色を出していただいております。ただ、今後は児童館もできますことですし、児童館長も置きますので、そういった一体的な子供、児童の健全育成のために力を合わせながら、あいみ児童クラブのよいところ、それからひまわり学級のよいところを合わせて一体的に活動していただけたらなということを考えております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 3番、米澤でございます。2つの児童クラブでそれぞれ特徴を出すのはいいことだと思いますけども、それでも最低限のことがございますので、やはり両方の児童クラブ、どちらも町が主体でございますので、なるべく特色はいいんですけども、差のないようにしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 要望で結構ですね。

○議員（3番 米澤 睦雄君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） ここで暫時休憩をいたします。再開は3時ちょうどにいたします。

午後2時35分休憩

.....

午後3時00分再開

○議長（秦 伊知郎君） 休憩前に引き続き、議事を進めたいと思います。

議案第26号、平成27年度南部町一般会計予算、質疑ありますか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私は、27年度当初予算につきまして、町長の所信表明についてお尋ねいたします。

まず、町長は、この新年度予算について超高齢化と少子化、そして人口減少というこの現実を

直視して、新しいまちづくりに取り組むという方向を示されましたけれども、私はその超高齢化と少子化、人口減少、これをそういう現実に町、全国的な問題ですよ。地方がこういうふうには衰退していった根本的な原因についてどのような認識をされているのか、そのことについてお尋ねいたします。私は、10年前の合併を境に町はどんどん衰退してきたというふうに思っております、この間の自民党政権、民主党政権も途中やってきたわけですが、自民党政権の施策の問題が大きいと思っております。そういうところで町長の認識をお伺いいたします。

それから、2点目は、具体的な施策を進めていく上で、産業振興で活気がみなぎるまちづくり、これは前回の町長選挙で、マニフェストで言ってこられたスローガンですけども、これを今、ずっと町長は合併以後10年町政を携わってこられたわけですから、この10年間でどのように成果というか、産業振興で活気みなぎるまちづくりを自己採点していただいて、課題といいますかどの程度できているのかと、このようにお感じになっているのか、その点をお尋ねいたします。

そして、私は、今回の新しい予算で観光とイメージ戦略、こういうことも打ち出されました。私、南部町がこういう観光戦略とかイメージ戦略を打ち出すことで、本当に将来につながるまちづくりができるのかということに大きな疑問を持っております。といいますのは、観光やイメージ戦略で南部町が食っていけるのか、そういう地に足のついた産業興しにつながるのかと、そういうところ、私は大きな疑問を持っています。そこが町民の皆さんにこれでこういうことをやっければ町の将来、明るいんだということが本当に言えるのかどうか、具体的に説明を求めたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 総括的な御質疑ということですので大ざっぱなお答えですけども、私の考えを申し述べておきたいと思っております。高齢化だとか少子化だとか人口減少について、この間、自民党政権の政治が悪いのではないかということでしたけれども、自民党であろうが民主党であろうが、これは避けられない現象であります。全国的な大きな流れだと、このように思っております。

それで、10年ぐらいかもうちょっと前ぐらいか、小泉内閣のころをちょっと思い出していただきたいと思っておりますけれども、三位一体改革というようなことを言われました。それで、あの当時、経済が低迷してなかなかこの改革をせんと、新しい時代に合わせた社会の仕組みを変えていかんといけないんだという中で、地方がどんどん疲弊していく。地方にもうちょっといろんな権限を与えてというようなことで、地方分権ということが行われました。分権一括法ができて地方分権の流れというものがあるときできた。したがって、そういう意味で評価すべき点も私はあったのではないかと考えております。

それと、東京にとにかく一極集中するんだということで、いわゆるせめて東京ぐらいはしっかりしてもらわんと、エンジンがやうにとまってしまったら、日本経済はもう完全に立ち直れんようになるのではないかというので、むしろ東京こそしっかりしてもらわんともたんのだというよな議論もその当時ありました。

しかし、そういうところを乗り越えて、現在またアベノミクスなどによって新たな経済の浮揚策をとりつつありますので、これをどこが悪いとかいいとかいうようなことにはならんのではないかと思っております。その時々政権が一生懸命取り組んでおられると。自民党政権が悪いということで決めつけて済むような話ではない、このように思うわけです。

それから、今回の地方創生のことをちょっと言っておきますけど、今回の地方創生は東京一極集中というものを是正しようということをはっきり打ち出しております。したがって、その部分で私は、今までとは違ったちょっと評価をしているわけです。

それから、産業振興をどの程度進んできたのかということですが、一生懸命取り組んできたつもりではありますけれども、皆さん方の目から見ればなかなか思うような成果を上げていないのではないかと、こういう御指摘ではないかと、このように思っておりますが、今の2月の2日にはその原工業団地のNOK鳥取ビブラコースティックと14億円を超えるような設備投資、そして雇用が58人ですか、というような協定も結ぶことができました。それから、国立音楽院の誘致もできた。それから、さまざまな分野において職員の皆さん、頑張ってくれて一定の成果は上がっておるといように思っております。ただ、自分で何点、自己採点してみということですが、皆さんの前で自信を持って言えるだけのそういう産業が育ってきたと思っております。それだけにしっかり頑張って取り組んでいかなといけんということでございます。

それから、イメージ戦略のことをおっしゃいましたが、全く必要ないのではないかと、私には、例えば去年、観光プロモーターをお願いして雇っていろいろ取り組んできた結果、6,700名の方が現に南部町に来ていただいております、赤猪岩神社のほうに。そういう実績がありまして、そういうことをやっばり見ますと、やり方によって大きく変わるなという気持ちがあるわけです。ですから、イメージ戦略も南部町のことをイメージするのにソーシャルデザインの専門家をアドバイザーに迎えて、違った視点でまた南部町を彩っていただいたら、もっともっといいイメージというもので売り出すことはできはしないかと、このように思うわけです。現に例えばふるさと納税なども3,000名近い人が3,000万円を超える寄附をいただいております。やっばり南部町のイメージというのが大切ではないか。南部町はこういうイメージで売り出しておるといふのをやっばり強くアピールしていくよな、どこにもあるよ

うなことではないよという差別化を図っていき、南部町を評価いただくというようなことが産業振興でも、あるいは福祉の町でも全ての面にわたって大切な課題ではないかなと思っておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと、このように思います。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私は、最初に言いましたこの10年の国の政治の問題として、いろいろ問題あったと思っております。

1つは、小泉政権のことをおっしゃいましたけれども、国は一貫して社会保障費の削減を続けてきました。今、いろんな形でそのことがあらわれておりますね。それから、消費税の増税、これがやられてまいりました。それから、今のTPPをごり押ししようとしていますね。そういう問題。そして、中小企業と農林水産業ですね、新自由主義経済、競争に勝たなければ小さいところは生き残れない、そういう新自由主義経済の推進によってどんどん弱いものは切り捨てられていく。その結果、格差がどんどん広がっていく、こういう問題が起こっています。そして、労働者においては非正規雇用がどんどん広がっていく。若者の中で一生派遣という未来のない働き方まで進んできていますよね。こういう現実を見て今の地方の経済の衰退というのは、そういう流れの中にあるという認識を私は明確に持たなければ、新しい処方箋はつくれないと思っております。そういう私の意見に対して町長の認識を伺います。（発言する者あり）

次に、産業振興については、今の町長のこれまでやってきた施策が十分成果を上げてるとは思っていないということでおられるのは私も同感なんですね。それならば、何がネックになっているのかということを確認にしないと方向づけができないと思っております。そこんところを改めて何が弱いのか、そこんところの認識を伺います。

そして次に、観光、イメージ戦略についてはお答えをいただきましたけれども、観光、これが誘客人口がふえると南部町は豊かになるのか。それはまず、出発点としてそういうものから始まっていくという考え方あるかもしれませんが、最終的にどういう産業を興して、そこで観光と産業をつないで私たちの町が生きていくということにつながらなければ、それは一過性の予算の浪費にしかならないと私は考えるわけで、そこんところで明確な戦略が今、求められていると思っておりますが、再度その点をよろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。一貫して社会保障を削ったとおっしゃいますけれども、一貫して社会保障がふえているんですよ。毎年1兆円ずつふえて、それでこれを投げておくわけいきませんで、国債発行してそれでやとったって未来が見えてきませんから、税と社会保

障の一体改革で消費税のアップがあったというぐあいに私は思っているわけです。ですから、ベ-ースになる認識が違うわけですね。あなたは一貫して社会保障を削られてきたとおっしゃいますけど、削るのではなくて一貫して上がってきているわけです。毎年1兆円ずつ金が余計かかるとい-うことですから、これは基本的な考え方が、認識が違うなと思って今、聞かせていただきました。

それから、新自由主義で格差が広がったということですがけれども、私も新自由主義が万能だとは思っていません。市場に神様が宿っていて、うまく調整してくれて、需要と供給をうまくおさ-まるんだというような話なんですけれども、私は規制すべきところは規制するというような、野-放しで競争に委ねると、やっぱりどうしても弱肉強食という経済の中では、強いものが勝って負-けるものは絶えずもう負け続けると、ずっと負ける、こういうことが起きる。そして、結果とし-て社会に格差がある、拡大してくるといようなことにつながってくるというように思うわけだ-して、競争すべきところとそうではないところともうちょっとすみ分けしてやらんといけんなど、これはあなたのおっしゃることと意見が案外一致する部分です。そういう認識は持っているわけ-です。

それから、何がネックとなっているか明確にせよということですがけれども、これはそんなこと-がはっきりここで言えれば私もこんなところで難儀せんでもいいかもわかりません。もうちょ-っといろんな影響力のある立場に立っていたかもわかりませんが、なかなかこれは難しいです-ね。ただ、大きくいうと全国総合開発計画というのがあって、やっぱり産業集積、それから人の集-積、いろんなものが大都市中心、太平洋側中心ということで過去流れてきていて、日本海側はと-りわけ南部町あたりは人材供給ばかりしておったというような、そういう国の大きな政策の中-でひずみが出ているだろうなどは何となくわかります。そういうことがネックになっているのか-とも思いますけれども、ただそれを今、嘆いてみてもこれ、どうしようもないわけでありまし-て、そういう中でもできる努力をやっぱりきちんとしていかんといけんというのが私の立場であ-ります。これは町長の立場であります。

それから、観光で人が来ると豊かになるのか。現に土産物などがちゃんと売れるわけですよ-ね。それから、イルミネーションがあってフラワーパークでは10万人ぐらい余計来ていただき-ました。そうしましたら、野の花は例年の倍の売り上げがあったと、あるいは3倍の売り上げがあ-ったというようなことを現にやっておりますから、やっぱり観光が重要な今後の産業の一つにな-ると、このように思っております。南部町に来ていただいて何となくいいところだなという思い-で帰っていただく、それでリピーターになってまた来ていただくというよう-な中で、最後は定住し

ていただきたいというように思っているわけです。人情も厚いし、それから自然も豊かですし、食べ物もおいしいというようなそういうこと、いいイメージで最終的には南部町に住んでいただきたいというのが狙いであります。そういう仕掛けを予算の中でもいろいろ仕組んでいるわけですので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私、社会保障の後退ということを言いましたが、これは国の全体の予算から見ると増加してますね、扶助費、社会保障関係費、これはわかるんですよ。だけでも、国民一人一人にとってみれば年金が下がる、それからいろんな社会保険料、医療関係の費用、個人からの懐から見れば負担がどんどん、給付は減るし、負担はふえる、こういう状況になってるというのははっきりしているわけですね。その一方で、国は何をしようとしているかといえば、大きな大企業に20%台まで減税しようと、こういうことまで国は打ち出しているわけです。税金が足りないのにそういう力のある大企業には減税と、こういう方向は間違っているのではないかというのが私の考えです。それで……（「一般質問」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後3時22分休憩

午後3時22分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。（「意見言わずに」と呼ぶ者あり）

○議員（5番 植田 均君） こういうことが……（「質疑、質疑」と呼ぶ者あり）質疑ですよ。町長の認識を聞いているのが質疑ですよ。（「意見を言わずに質疑だ」と呼ぶ者あり）言わなければ認識が問えないじゃないですか。（「何見て言っちょうだ、それは」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後3時22分休憩

午後3時22分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

○議員（5番 植田 均君） そういうことなんです。私が言ってることがもし間違ってるとしたら、反論していただけたらと思います。

それから、私は今、地方でやるべき大きな方向づけとして地域に根を張って頑張っている中小零細企業、農林水産業を応援して、地方自治体としても非正規から正社員への転換を応援する施

策を進める、こういうことが一番大きな大事な方向だというふうに私は考えるんですけども、そういう施策が太く貫かれてないのではないかと私はこの当初予算を見て思うわけです。そのことについて再度よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。非正規を正規雇用にするというような考え方は私も同感であります。そういう方向を目指しながら具体的には、まずできるところから一歩ずつやるということでございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 誰もああだろ、そうだろ。私は、ちょっと3点ほど、今回当初予算について総括的にお聞きしたいと思います。

まず、第1点は、27年度予算ですが、全体的に事業説明書の中を見ますと前年度の比較がございますね、前年度当初予算、ことしの予算の。この当初予算を立てたときには前年度の予算をもとにして立てられたのか、それとも26年度の決算見込みを見込んで立てられた予算なのか、そういうことを1点。

もう一つは、個別になるのは控えたいと思いますが、きょうの当初予算説明資料の中で基金については私が一般質問しておりますので飛ばしまして、A3判の歳出の円グラフがありましたね。この中で目的別ですが、確かにこれ、民生費が30%、今、植田議員が言われましたように社会保障費が削られているか云々とありましたが、我が町でも30%近く占めております。そこで、これはどうしようもない、社会保障が伸びているからどうしようもありませんが、めり張りをつけられた予算だと思いますが、まち・ひと・しごとの創生の関係で、まちをつくるのは人であります。その関係から、この教育費の10%というのはいかがかと私は考えますが、これについて町の政策的なことになろうと思いますが、これについてのお考えをお聞きしたいと思います。

それと、もう一つは、これは性質別の円グラフでございますが、この中にやっぱり一番大きいのは義務的経費が42%、投資的経費が13.1%と、この割合なんですけども、その他の経費がいろいろ繰り出しありますが、この割合が我が町としては本当にこういうのが妥当であろうかどうかというのを、また今後どのように検討されるのかというのがまず1点。

それと、最後でございますが、町長の提案理由説明書、所信表明でございますが、まずこの町長の所信表明の中でありましたこの中で、町長は27年度予算を四文字熟語で言えばどのような気持ちでやられたのか、国ではいろんな予算については名前がつきます。私は、1つのキーワー

ドとして必要だと思えます。1つの最後に町長、言っておられましたね。孔子の言葉を言っておられました。「近き者が喜び、遠き者が来たる」そのような町を創造にしたいと。要は、私たちがこの予算によって南部町が本当に楽しい、うれしい、いいね、その姿に沿って周りの人は来ると、このような町をつくりたいというのを書いておられますが、私はそのようだと思いますが、そういう予算を立てられたと私思いますが、簡単明瞭に今度の今回の予算の特徴、四文字熟語等でパシッと書いてもらえれば町民にはすごくよくわかると思えますが、いかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） なかなか難しいわけですが、決算を見て立てたかということですが、何年か前から前年度予算との比較じゃなくて、決算を見て予算をつくっていただきたいということを申し上げておりますので、きっとそういうことに留意して予算をつくっていただいたのではないかと考えております。

それから、教育費ですけれども、教育費が10%、人づくりで10.5%、少ないのではないかとことですが、これ、県下の大体平均でいいますと、県下は9.5%になっております。ですから、1ポイントぐらい高いと、県全体の平均からいいますというぐあいになっております。県の町村平均は10.6ということになっておりますから、よその町並みの教育費の比率だなど思っております。

それから、義務的経費ですけれども、義務的経費は25年の決算において比較しますと、市が42.7です。それから、町村が38.7と、何にもトータルしますと39.5であります。今言ったのは25年度ですから、義務的経費が43ということをおっしゃいましたけれども、これはそういう意味からいうとちょっと高いわけであります。ただ、経常収支比率というのがあると思えます。経常収支比率は、南部町は案外自分で言うのもなんですけれどもいいところにおりまして、ちょうど26年度は何ぼになるのかちょっとわかりませんが、25年度の決算でいいますと84.8であります。県全体でいいますと86.8になっておりますから、2ポイント低いわけですから、財政の性質などをいろいろ指標で比較してみたときに、そんなに南部町の教育費が低いだとか、あるいは義務的経費が極端に大きいとか、経常収支比率が高いとか、そういうことではない。それなりのほどほどの財政運営、そして必要などころには必要な予算を使っておるといって自分に理解をいたしております。

今回の予算は大変厳しい中、財政は厳しいわけですが、一つ一つ着実にとにかく物事を進めていく予算だというように思っております。特に子育て関係、それから児童の関係、こういうところには重点的にめり張りをつけて予算をつくった気持ちでございますので、御理解いただ

きたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 町民に一番わかりやすく簡単明瞭で、四文字熟語が一番わかりやすいと思って言ったんですけども、私なりに今、聞きましたら子育てに力を入れると。要は、若い者を中心として子育てに力を入れる。また、それに地域創生に頑張るように私は解釈いたしましたけど、これにまだ追加して、要は、町民が簡単にええ予算だとぱっと言えるような、ぐじゅぐじゅぐじゅぐじゅぐじゅと言うよりも、ぱんぱんぱんと言ったほうがよくわかるんじゃないかと思って言ってますが、もう一度町長、自分の口からはっきりそう言われた方がいいと思いますけども。

○議長（秦 伊知郎君） 最終日など答えてください。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 非常に難しい質問ですが、地方創生元年ということで言わせていただきたいと思います。いろいろな施策を地方創生という立場でもう一度見直して、新しい南部町という地方を創造していくということで受けとめていただきたいと思います。

○議員（9番 細田 元教君） 了解です。

○議長（秦 伊知郎君） 10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 事業説明書の182ページから187ページにかけて、西伯地区に新しく来年度児童館が設置されるわけですが、この事業内容、児童館のですね。特に183ページ、宮前児童館、この事業内容で、安心・安全な居場所づくりを行うとともに子供たちの人権感覚・意識を育てながら将来の差別解消につなげるような仲間づくりをする。宮前地区にはありますけど、新しく設けられる館長さんのところにもこの字句が見当たらない。また、法勝寺の児童館のほうにも見当たらない。私は、こういうことは全町挙げてすべきだと思う。特に新しく予定されている西伯地区の児童館、これには設置当初から上げておくべきだと考えます。

そしてもう1点は、条例の改正にありましたように、館長と名のつくべき人の報酬が厚生員とか指導員と全く同じだということは、その責任感、自分の能力を生かした本当にやる気等に影響すると思うが、この2点について明確な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁求めます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。確かにここに事業説明書の中で安心・安全な居場所づくりを行うとともに子供たちの人権感覚・意識を育てながら云々かんぬん記載してありまして、当然こういうことをこっちの新しい児童館のほうには直接書いて記載がしてないわけですけど

も、当然お一人の館長の中でそういうことを意識して取り組んでいただきたいというように思っております。

それから、館長の報酬のことなんですけれども、一応こういうことで条例提案させていただいております。ただ、相手があることですので、相手が。こんなことでは自分は館長をよう受けておっしゃるかもわかりません。よくよく相談しまして、これから公募して決めていくわけですが、その人とお話の中でお世話になりたいというように思うわけです。38時間の館長ということで一応考えてはおりますけれども、相手の方との話がこんなことではだめだということなら、これはまたお世話にならにゃいけん、補正でもお世話にならにゃいけんと思いますけれども、一応38時間で、この金額でお願いしたいというように提案させていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 子供の人権感覚、これはやっぱり人権保育から始まると言われておりますように、幼少期からの人を大切にする、尊重するということが一番大事だと思います。現に鳥取県の東部で、学童保育でそういう事件があったということも私も聞いておりますし、ぜひとも放課後児童クラブ、また児童館等におきましてこういう感覚、身につけるように、これについて再度御答弁をいただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。現に行っているこの宮前児童館の流れというものは、これは当然引き継いで新しい館長に引き継がれていくわけですから、そういうものがたまたまこっち、法勝寺のほうには書いてなかったわけですが、これはそういうことを特にまた伝えてそういう観点も大切にしながら児童館の運営を行っていただくようにしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。先ほど町長のほうがこの27年度予算を地方創生の元年予算であるということで名前をつけられたわけなんですけれど、南部町にとっては元年というよりはもうその前からやってきておられるということで、国のほうが後から追ってきたような事業をこれから引き続き伸ばしていかれるわけなんですけれど、いただきました当初予算の説明資料の中で27年度の主要事業、町長マニフェストによってずっと事業名と、それから予算額が書いてあるんですが、この創生事業でまだ足りないところをある程度町のほうの一般財源を100%でも使ってもやっておられるものがこの中にあるのかどうか、あれば教えていただきたいなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。ちょっと今、どの事業が載ってないということ、ちょっと今、わかりませんが、大体載せてるという思いでおりますので、もしそういうものがあればまた委員会のほうでもお答えしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。ほかにありますか。

6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山です。地域ブランドを立ち上げるという村田智明氏への委託の事業が上げられてます。これ、1ページだけのことなんですけれども、こういう地域のブランド化を図るですとか、イメージの統一化を図るだとかということは、この一本の事業だけで1年間やって終わりというのでは、多分、執行部の皆さんもそれを望んでこの事業を立案されたわけではないというふうに思います。これが担当が企画政策課なんですけれども、これで作られたものは広くほかの事業とか、ほかのセクションにも浸透して行って初めて町のブランド化だとかということになると思うんですけれども、そこら辺の捉まえ方、構想というか、そういったところはどういうふうにお考えになっておりますでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。イメージ戦略の事業につきましてどのような戦略といいますか、1年で終わるものではないというお話でございますけれども、今の南部町の観光なり、あるいはその特産品づくりなりといったようなものを考えたときに、各観光施設がばらばらでそれぞれPRしておるとか、土産物なんかにしましてもパッケージ1つとってみても何かそういう統一感がないといいますか、外に発信する際に何か南部町らしさというものを正面に打ち出してPRすることで、もっとたくさんの方が来ていただいたり、特産品がもっと売れたりということがあるのではないかとということで事業化をしようというものでございます。具体的には観光、イベントといったものをどういう格好で練り上げていくか。あるいは食、土産物といったものをどういうコンセプトで作り上げていくか。あるいは食に限らずいろんな物づくりといいますか、特産品、物をどういうふうにつくり上げていくかというようなことを1年かけて戦略として練り上げていくというものでございまして、そこで出た成果は、例えば特産品を販売するのにこういう戦略でやっていこうということになれば、企画政策課だけではなくて産業課さんなりにも御協力いただきながら次の展開、具体化に向けて取り組んでいくというようなことになると思いますので、1年で企画政策課が考えておしまいということではなくて、次の展開についてはほかの課も巻き込んでやっていくというようなことになるとかというふうに思います。

以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

6 番、景山浩君。

○議員（6 番 景山 浩君） 南部町のイメージ戦略事業というタイトルがついてるので、町全体のイメージのことかなと思ってましたら、どうもそうじゃないようなんですが、意見というふうになっちゃうのであんまり好ましくはないかもしれませんが、観光に訪れていただきます場所ですとか、特産品の商品だとかというもの、もちろんそれも大事なんですけれども、やっぱり町全体のイメージと統一感があるので初めて、ああ、南部町っぽい、南部町らしいということが出てくると思います。そうすると、企画だとか産業課だけが町のイメージをつくるのでは決していないんじゃないのかなと。こういった町のアイデンティティーを確立をさせるということになれば、ほかの分野にももっと広く浸透させるようなというか、浸透させるべき事業ではないのかなというふうに思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。観光、特産品というようなことを例として言いましたけれども、今おっしゃいましたように町全体のイメージという、町並みをどうするかとか例えばですけれども、そういったこともイメージを形成するものだと思いますので、具体の中身につきましてはこれから詰めていくこととなりますけれども、今いただいたような御意見も参考にしながら、役場だけではなくて民間の方々も一緒になってやっていくような、そんな戦略になればいいかなというふうに思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。ほかにありますか。

13 番、真壁容子君。

○議員（13 番 真壁 容子君） 平成27年度の予算ですけれども、この中にこういう説明資料があって、それは委員会の中で聞くことになると思うんですが、1つは、職員の問題です。町長、合併して10年ですね、当初の平成16年度から見たら人件費が4億円近く減ってきているわけです。町長も言っておられたように、60名近くの職員が減ってきているということでしたよね。そういう中で、町政を運営してきていて職員が減になっている現状でどのような、行政が機能していくことについての支障点はないのかという点をお伺いしたいと思うのです。

多くの公務現場は、非正規雇用の方々が担っているのではないのでしょうか。どなたかの質問に対する答弁でしたね、非正規雇用の是正というのは大事なことだと言っていると。これは国民的、国家的課題にもなってきていると思うのですが、自治体現場での非正規雇用をなくして正規雇用

をふやしていくという課題にどのように応えていったらいいと考えているのかという点をお伺いしたいと思います。

人が減らされた3つ目の問題は、合併する以前と以後では60人の差があるということは、NOKが今度ビブラコースティックでしたっけ、60名規模の会社が来ると、町長は喜んでるし、私たちも喜ぶところですが、合併することによって国からも財源保障もできていた公務員がそれだけ少なくなっているわけなんですよ。そういう意味でいえば、何かの機会にこの合併して10年の町財政の問題と、合併が住民にどのような影響を与えてきたのかというこの総括も要るのではないかという点について、どのようにお答えなのかという点が1つです。

2つ目には、町長が地方創生が大きな鍵の予算になるのではないかと、私もこれ見てて思いましたが、私は、この27年度は地方創生の予算と同時に、介護保険等の私たちは改悪だと思うんですけども、医療・介護にあふれた人たちを地域包括ケア、今度、細田議員が質問するんですね、地域包括ケアで賄ってこうという大きな流れの中に地方自治体、来てるのではないかと思うんです。そこで地域包括ケアに関連した予算の中で、地域でというところでどうしても私たちは有償ボランティアのことが大きな関心になってくるんですよ。先日、2月26日でしたっけ、社協が関係者を集めてあいのわ銀行の説明会をしています。そこで、ぜひ議会で聞いてほしいと言われたことなんです。今回もあいのわ銀行で商品券等に返すんで900万近くつけてると思うんですね。町は、今回あいのわ銀行についてどのような役割を果たしているのか。幾らお金を出してどういうふうになっているのかと同時に、町長のボランティア論ですよ。広域連合では町政がボランティアを推奨するのはいいことかと思ったというんですけども、住民にとってみたらこのことが大きな一つの焦点になっているんです。町長のボランティア論とあいのわ銀行についてお聞きしたい。

もう一つは、コミュニティホームに今回100万出されたんですよ、西町のね。私は、これは当然のことやと思っています、住民がしてるところに対して。ただ、今回初めての事業でありますから、私は本会議の場所で、コミュニティホームについて今まで県が補助していたものなくなった段階で、町がどういう根拠でどういう理由で出すのか、今後の展望ですね。ここに限らずこういうところはふえてくると思うんですけども、その説明が要ると思うのです。それについてどうでしょうかという点ですね。

3つ目の点です。今回、児童館ができるに当たって条例がつけられました。全協で確認したら児童館が条例化されることによって、今まで人権対策費で組まれていた児童館事業が一般施策に変わってきました。私は、これも歓迎すべきことやと思っています。先ほどの石上議員の話とも

関連をするんですけれども、私は、今までつくられてきた人権対策の中で教育委員会等が取り組んでいることを一般施策化していきながら、全ての町民の人権を守ることは十分可能だと思っているんですね。そういう意味では、今回の児童館の建設に当たり、児童館事業は一般施策に移行してきたのだということをしかりと町がこれを発信する必要があるのではないかという点について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。数多く言っていただきましたので、ちょっと全部答えられるかどうかわかりませんが、合併をして確かに人件費を中心に大きな合理化ができました。そのことがいいか悪いかはちょっと置いといて、結果として町の財政を大きく好転させてきたことは事実であります。いわゆる1人ではなかなか生活するのは大変だけれども、夫婦になったら楽になったというようなことが言われますけれども、合併の成果というものがそういう形で出ているというように思うわけでありまして。そういうことで職員の皆様が退職されたわけですが、はっきり言って私のほうから強制的に退職をお願いしたようなことはございません。その辺ははっきり言っとかんと誤解を生みますので、特に申し添えておきたいと思っております。そういうことで非常に財政ができて、足腰が少し強くなって、そしてさまざまな政策的な経費に対応できる町政に近づいたというぐあいに総括をしております。

住民にどういう影響を与えたのかということですが、そういうことを通じて私は合併してよかったと言っていたような町政に変わってきたと、このように思っております。結局、今は合併してまた新たな課題も発生するし、合併してもあんまり何にもいいことがなかったというような声も聞くわけですが、10年前の旧西伯町、旧会見町、それぞれが課題を抱えていて、あれがそのまま続く中になかなか未来が描けなかったのも事実であります、10年前。合併という選択をしたわけですから、これはもう過去を振り返らずにいい未来を、南部町の未来をつくっていくようにみんなで努力していくということが大事ではないかと思っております。どういう影響を与えたか総括すべきということですが、私は、そういうことをしなくても皆さん一定の評価をいただいております、このように思っております。

それから、町長のボランティア論とあいのわ銀行ということですが、私はあいのわ銀行をつくったときに、住民の皆さんのボランティアというものを行政が前に立って旗を振ることまでせんほうがいいのではないかというように思っておりました。したがって、社会福祉協議会に委託をしてぼちぼちやとったわけですね。あんまり行政がどんどん関与せんかったということなんですが、今、ここに来てやっぱりボランティアに対する考え方というのは大きく変わって

きたと思います。むしろ行政のほうが無償ボランティアであろうが有償ボランティアであろうが、そういうことに対して一定の働きかけをしてお互いのことを思いやってくれるような、そういうきずなを強める地域社会、コミュニティーを強める地域社会というものをつくっていく必要があるだろうというように思っております。変わりました、少し。時代は変わったということだろうと思っております。結局、子供たちのボランティア体験なんかを読んでもみますと、働きかけをして喜んでもらったことがそのまま自分の喜びになっていく、自分を高めていくことになるというように書いております。それから、実際問題、困っている人の喜びが自分の喜びになるというのは、これはすばらしいことだろうというように思っているわけです。そういうコミュニティーが今、分断どんどんされているわけですから、あえてそういうことを仕掛けていく、そしてそういう体験をみんながして支え愛の地域づくりをつくっていく、していくというようなことは、どっちかという行政の仕事に今、なりつつあるなというように思うわけです。そのボランティアをして行政経費を安く上げようというようなよこしまな考えを持つと、これはしくじるというように思うわけです。

それと、コミュニティホームのことをどういう根拠でどう出すかというですけれども、結局、コミュニティホームもあそこで実際に携わっておられる方に聞きますと、非常にやりがいがあるとおっしゃいます。特に中心になっておられる方は大企業を退職されて、地域に今まであまり地域活動には積極的に参加できなかった方なんですけれども、そういう方が新しい地域での自分の居場所、出番というようなものを意識されて、非常にやりがいを感じながら老後を過ごしておられます。ですから、そういう体験をできる場だというぐあいに思うわけです。町としてはこれを支えて、多くの人にそういう体験をしていただくような場としていくべきではないかと、このように思います。そういうことで、町長のボランティア論ですけれども、よこしまな考えをしちがいけんわけですけれども、しかし、そういうずたずたになったコミュニティーを再編したり、それから高齢社会の生きがいづくりといったような面では非常に意義深いことだというように私は思っております。

それから、児童館を一般事業へしたんだと発信すべきだということですが、あんまり意識しておりませんすけどね。教育委員会でやっていたのがそうでないところで、町民生活課でやるので一般事業になったんだということですか。私は、真壁議員ほど敏感でないので、そういうぐあいにはあんまり意識しておりません。法勝寺に児童館が新しくできるわけですから、この機会に両児童館をまとめた館長というものを置いて、児童の健全育成をしていこうということがあります。

さっきの石上議員の質問もあったわけですが、やっぱり会見側の児童館は人権と絡めて、小さいときから人を差別するようなことがないようなことをさまざまな場面で取り組んできておられるわけですし、これを一般事業になったから急にやめるとか、そういうことではないと思いますよ。そういう歴史は受け継ぎながら、館長にはそういう歴史を受け継ぎながら児童館の子供の健全育成を願って館の運営をしていただきたいということでありまして、特に一般事業に変わったので発信せんといけんだないかというようなことを御指摘ですが、私はそこまで考えておりません。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 反対から言って、児童館事業がそこまで考えていないのはよくわかったということは、町長がそう考えてるというのはよくわかりました。地域包括ケアに伴うコミュニティホームに100万を出していく根拠と町の姿勢、これが要ると思うんですよ。町長は、今年度の地域包括ケアで準備をなさって、来年度はできたら地域振興協議会等々でこういうことを立ち上げてほしいと言ってるわけですよ。であれば、町の支援策はどうかというの、今年度の予算で出ているものですから、それについての町長の見解が要ると思いますので、詳しいことは委員会であれなので、今回100万円を出したことについての町長の見解ですね、今後どうしようとしているかということが要ると思うんですよ。それをお願いいたします。

あいのわ銀行についてのボランティア論はわかりました、町長がどう考えてるかというの。その町民がするボランティアに町がどのように責任持とうとしているかというところで、これ、町の説明が欲しいんですよ。今回900万つけますよね、あいのわ銀行に。今後、どういう声が起こってるかという、あいのわ銀行のあいのわ手帳、どこまで配るんだろうか。集落の福祉委員さんが中学生まで全員配るのかな、どうするんだろうかというような声も出ているんですね。言ってみたら、町長は今、表明なさったんですよ。町がボランティアを推進するって、こう言われたんですよ。その一つの柱としてあいのわ銀行を使うわけですよ。よこしまなことはいけんというんだけど、ここが残念ながら介護保険から外れた人たちを支えていくような動きになるのは事実になってくると思うんですよ。であるならば、町長はそのことしっかりと話しなされて、今回のあいのわ銀行についての財源を900万つけた意義と、その町の目的は何かというところをお話ししてほしいんですよ。あとの詳しいことは委員会で聞きますから、そういうことを欲しいということ。

あと2つあります、聞きたいこと。1つは、地域振興協議会の活動についてです。所信の表明

の中で、7つの振興協議会がさまざまな活動をしていて、このことはいいことだというふうに確信を持たれたという町長の考え方はよくわかりました。一方で、この地域振興協議会のあり方、任意の組織に多額のお金を使ってその費用対効果はどうかというのも絶えずずっとあるわけですね。私は、この機会に今まで財源を投与してきた中で、一体何が進んで、何が課題と残っているのかということをも町の責任で、振興協議会等の意見聞きながらまとめる必要があるのではないかと思います。と同時に、振興協議会が立ち上げる中で公民館活動が後退してきたというのも、とりわけ西伯地域ではよく聞く声なんです。それに対してどのような課題がそしたら残っているのかということをはっきりとすることが、今、町長がせっかくここでたくさんのページを割いて振興協議会の評価なさっているわけですから、その裏づけのためにもそういうものが要ると思うことについてどうかという点。

それと、もう一つ、今回の件では、教育委員会が少人数学級の予算を、30人学級をつけてきました。これは私は、住民や保護者や先生も含めて歓迎すべきところだと思うんですよ。一方、町長が進めようとして、地方創生の中には学校の適正希望をうたって、集中と選択という名前で学校再編も一つ上がっているわけなんです。その中に、クラスが6年間おっても変わらないような、1クラスしかないようなところは統合の対象になるというようなことも書いてあるものですから、私は、今回の教育委員会が取り組まれた少人数学級を全ての学年で30人学級ができるように、国、県に対して町長がしっかりと発信してもらって、それを町の中でも町独自でも実現していくという立場が必要ではないかと思うのですが、その点について町長の見解をお伺いしておきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。今、地域包括ケアの中で言われていることは、自助、共助、公助ということが言われております。自分で健康管理などはして元気な老後を過ごしていこうというようなこと。なかなかそれがかなわんようになったときにはお互いに助け合ってやっ
ていこうと。そしてなお、そういうことではできない部分は税を使ってでもやっ
ていこうと。こういうすみ分けであります。私は、互助とか共助というものの中に今いる者同士が助け合っ
てやる考え方ももちろんあります。今、いる者、ここの町民同士が助け合っ
ていくという考え方ももちろんありますけれども、先代、親の代、現役世代、そして子供、そのまた孫、まだ見ない、生まれていない子供たちのこと、そういうことまでやっぱり共助だと思うんですよ、一緒に助け合
う。ですから、今いる者が全部いいこととして食ってしまったって、社会保障が後へ続かんという
ことでもあります。そういうことを考えて、私はこのコミュニティホームというようなものを評価

しているわけです。自分たちでできることは自分たちでやっという、これは今いる者だけではなしに、そういうことをやることによってまだ生まれていない子供たちや、そこまで含めて共助だというように思うわけです。そういう考え方に立てばコミュニティホームを応援して、そしてほかの地域でもあれば役場に任せときゃいいがなと、それから税金ですりゃいいがなということではなくて、自分たちができることについてはやっていただいたらどうだろうかというぐあいに考えているわけです。（「そういうことですか」と呼ぶ者あり）そういうことです。

それから、もう一つ言っておきますけれども、実際に西町の郷に行き様子を見てみると、まだ足腰の立つ高齢者の方が来られて、そうでない人をサポートなさっておられます。ですから、介護を受ける人、それから私はサポートする人というような分けではなくて、ある部分は介護を受けながらある部分は人の支えもできると、こういう人があるわけです。現にありました。そのことが非常にまた自分は社会に役に立っているということで、生きがいにつながっているというぐあいに伺っております。ですから、単純に分けずに介護をサポート受れたり、それから自分は役に立っているという思いをまた持っていただきながら、生きがいのある人生を過ごしていただきたいということでございます。案外、サービス受けるとやられたやな気になるそうすわ。

（発言する者あり）あなたのおっしゃるようなことで、簡単に人々を分けて対応するようなことをすると、案外、やられたやな気持ちになるんだということを聞いております。ですから、自分も寝たきりになって介護保険世話になるけど、生きるに値する価値があるんだということを思ってくださいように、できることは残された機能を使って人の世話でもするというような場が私は必要ではないかと思っているわけです。そういうことがそれぞれの振興協議会でもできて、振興協議会じゃなくてもいいですよ、なくてもいいわけだけれども、それぞれの地域で身近なところでできていけば、私は非常に思いやりに満ちた、あふれたい地域ができるのではないかと、このように思っているわけです。

それから、あいのわの狙いとかなんとか……（「狙い、あいのわに900万から出している、しますね」と呼ぶ者あり）あいのわ銀行は、一遍ここで御破算で願いましてはということで過去の一掃清算して、新しい取り組みをスタートさせようということで予算措置をしております。あいのわ銀行は、生活支援サービスを担うということでもあります。真壁議員は総合事業との関連で随分何度も質問されますし、きっとそこが聞きたいところなんだろうなというように思うわけですけれども、総合事業であいのわをどのように絡ませていくのかということについては、まだ私自身はっきりここへ、頭の中へ入っておりません。今後1年かけて28年の総合事業の施行に向けて、あいのわをどのように絡ませていくのかということを考えていきたいというように

思っております。

それから、振興協議会の費用対効果ですけれども、私は費用については非常に、従来あった経費をまとめてお渡しして自分たちの事業計画を持ち、予算をつくっていただいたわけですから、まさに自治の基本だと思っております。会長、副会長の報酬が従来にはなかった経費であります。この経費は、大体職員2名分程度の人件費に相当します。2名分弱ぐらいに相当します。ですから、職員60人減員したということなら、58人しか減員してないというぐあいに御理解ください。その分をそれぞれの地域にお渡ししたというぐあいに捉えていただいて結構ではないかというように思います。

そういう振興協ですけど、何が課題なのかということですが、課題は山ほどありますけれども、特に私が思っておりますのは、やっぱり発展段階に応じた組織の形態というのを備えんといけんだろうなというように思うわけです。といいますのは、例えば特産品つくったりしましても生産者の名前書かないけんわけですね。これは個人の名前書かないけんというような問題があるわけです。ですから、NPO法人だとか一般社団だとか、そういうきちんとした法人格をとって、発展段階にふさわしい組織の形態を備えるべきではないかなというように私は課題としてあると思っております。

それから、30人学級ですけれども、これは全ての学年でやればいいのかというように思っております。それが県への寄附金というような形でなかなかお金がかかるわけですから、ことしは3年生ということで一歩進ませていただきました。全国町村会などにおいても、この問題についてはそういう要望をしておりますので、そういうことを通じて国のほうへ言っていきたいというように思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんので、次に行きます。

議案第27号、平成27年度南部町国民健康保険事業特別会計予算、質疑ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今年度予算では、きょう説明してくださいましたこの分ですね、保険財政共同安定化事業の分です。平成27年度から都道府県で1円から始まるということになりましたよね。私は、今回の提案については本会議場でこのことをきちっと聞いておく必要があると思うんです。とりわけ平成27年度の予算は、例えばこの説明をしていただだけませんかということです。歳入のほうでは、保険財政共同安定化事業交付金が2億8,587万8,000円

が入ってきています。同額のお金が同様に出ていっているわけなんですよ。先ほどこのことを補正予算で聞いたときに町長は、南部町は得をするという言い方変だね、医療費が高いもんだから1円化するほうが得になるのではないかというふうに言うわけですね。

ところが、私の疑問はどこを見ても、特に鳥取県でいえば、鳥取市と米子市が、米子市が聞いたら怒りますが、米子市がネックになってくる。当然ですよ。保険料の収納率が低いところにパイで言えば大きいものですから、ここのお金で左右されることが多いというのは、どこでも指摘されていることであり、特に小さな鳥取県では鳥取市と米子市の動向が非常に大きな影響を占めてくるということになれば、私は1円化することには反対なんですよ。医療・介護・福祉は地元でやったほうがいいし、そういう意味では町長が言っている保険は保険だけとしてやったほうがいいということも私は思っているんですよ。ところが、今動くに当たって反対してほしいと思うんですけども、その声を出すと同時に予防線張っていただきたいと思ってるんです、町長。今の段階では、今後、この保険会計はどのようになってきて、今、市町村と県の間ではどのような負担割合だということ話しているのかということ、ちょっとここで説明していただけないか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。どのような負担割合になるのかということは、私のほうでは申し上げられませんし、まだ決まっておられません。これは30年からということ聞いておりますので、今そういうことではない。午前中でしたか、どなたかの質問でお答えしましたけれども、南部町は1人当たりの医療費が高いので、多分なられたときにはいただくもののほうが余計になるだろうという見込みを言ったわけですので、御理解をいただきたいというように思います。

真壁議員もさっき小さな医療や介護は小さなところでやったほうがいいということをおっしゃいましたけれども、おっしゃいましたが。（「はい」と呼ぶ者あり）私は、保険は適当な大きさがあつたがよいと思っております。あなたと価値観がちょっと違う。ですから、これはここで議論する話ではないわけです。といいますのは、保険給付で最高額が1億5,000万円ぐらい1カ月に払っているわけです。こういうことが万一南部町の町民の中であつたときには、保険なんというのは一遍に吹き飛んでしまいます。たまたま高額の共同事業をやってますね、ですから全国の拠出金集めて対応しているわけですが、これは結局、そういうところから学ばんといけませんよ。ある程度規模がないと、結果として住民の皆さんに迷惑かけると思いますよ。ことしはこれでよかったけど、来年は2倍ぐらいもらわんと保険財政が回らんということが起きてくるのではないかと私は心配するわけです。一定程度は規模があつたほうがいいと。ただ、無

責任になりがちですよ。それから、大きくなればどうせ自分がせんでもよそがやるわいというような気持ちになってもらえば、これはその保険そのものが成り立たなくなりますから、あなたの場合は、多分そこを心配しておられるのではないかと思う、米子だとか鳥取の名前出されましたから。大きいところが動き方次第によって小さいところは影響受けるんですよ。ですから、そういう健診だとか保健事業だとか、そういうことをやればインセンティブがつくような、やったほうがインセンティブがつくような仕組みをつくると。つくってあげれば、やっぱりそういうことは一定程度防げるのではないかというように思っているわけです。

ですから、もう一度申し上げますが、大きな保険の中で自分とこの町が果たさなければならぬ保健事業だとかそういうことをきちんとやってあげれば、それだけは評価をいただいて保険税が安くなるというような仕組みをつくってあげればいいのではないかと、このように思うわけ。

もう1点、大事なことを申し上げたいと思います。なるほど、今は県への一本化がようやく30年にやろうということになったわけですが、今、日本の健康保険というのはいろんなことが分立していますが。国保はある、市町村共済、国家公務員共済、協会けんぽ、健康保険組合、いろんなのが分立していて、それで若くて元気のいい人がいるような協会けんぽあたりは黒字で運営ができるというようなこと。それで、失業したり高齢になったりして最後のとりでだというようなことで国民健康保険になだれ込んでこられるから、どうしても国保は赤字になってくる。構造的な問題だといつも言っているわけですが。私は、この30年から県一本化になるというのが、次の保険を統一することにつながっていくというように読んでいるわけです。ですから、日本国民であれば誰でも一定な保険料率で所得に応じた安定的な医療が受けられる、そういう体制づくりの私は第一歩だというように受けとめておまして、あんまり県一本化を反対する気持ちにはなれんわけです。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、私は国保については一般質問しますから、そのときにまた意見聞かせてほしいと思うんですけども、今、言っておりますのは、総括質疑で国保の聞いているのは、ここに出ている金額に基づいて聞いているんですよ。先ほどの一般会計もそのつもりでやっておりますけど、なかなかそれがかみ合わない。特に平成30年から都道府県単位で行われる保険に当たって来年度の予算が出てきたところで、その大前提として保険財政共同安定化事業で、今まで30万から80万円だった共同事業が1円からになるということは、全てそこに行っちゃうのではないかとこのように私たちは解釈したわけなんです。その説明がここでいいのではないかとこのように言っているんです。それを言っているんですよ、今ね。そのことで、そのことについていえ

ば、インターネット上でも県の見ても担当者が行って協議してるじゃないですか、どんな負担割合にしようかといってね。まさか町長、それ、知らないはずはないと思うんですよ。そういうことも含めて、現時点ではどのような話をなさっているのかということの本会議の場所でお聞きしておきたいということ言ってるんですよ。この説明ですね。今年度はどうなるのかという説明です。これは本当は町長が御説明にならないといけんと思うですよ。だって、大きな制度変更だし、あなたが一本化のほうがいいと言ってるんだからどうかということ言わないといけない。今年度はどうなるのかというところの説明と、先ほど言った各課ではどのような負担割合でということをお話しなさっているのかということをお話ししてほしいということ言ってるんです。それはない。今回の予算受けてどこからお金が来るのかということも含め、リベラルみたいなことなんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 担当課長、答えますか。（「済みませんが、休憩後」と呼ぶ者あり）

じゃあ、ちょっと休憩をいたします。ついでに10分ほど休憩しましょうか。あらかじめ時間の延長になりますので、よろしくお願いいたします。それでは、再開は4時40分。

午後4時28分休憩

.....

午後4時40分再開

○議長（秦 伊知郎君） 休憩前に引き続き、議事の進行をいたします。その前に、あらかじめ時間の延長を申し上げておきます。

それでは、担当課長、町民生活課長、山根修子君、よろしくお願いいたします。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。先ほどの真壁議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、この共同安定化事業の交付金の件ですけれども、これにつきましては、今、県と国保連とは協議を進めているわけですが、町村に対しましてはまだ具体的な指示がありません。この金額につきましては、国保連合会が25年度の実績をもとに試算をしておられまして、それによって提示された金額をそのまま拠出額として上げさせていただいております。

それから、歳入につきましては何の指示もまだありませんので、同額を上げさせてもらったものでございます。現在、25年度の実績によりますと、南部町の医療費というのが県下上から数えて2番目に高い費用になっております。以前、30万円から80万円のときの拠出につきましても拠出額よりも歳入の金額は多うございました。恐らくゼロ円になります27年度も同様に拠出額よりも歳入になる額のほうが多いと思っておりますので、御了承いただきたいと思います。

います。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第28号、平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計予算、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第29号、平成27年度南部町墓苑事業特別会計予算、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第30号、平成27年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） このたび施政方針演説の中で町長から住宅会計ですね、これについては今までは教育委員会が担当しておったんだけど、今度税務課のほうへ渡すということなんです。何でもか理由は、経済的状況から回収が困難なケースも多く苦慮しておると。これまでは教育委員会が主管だったけど、平成27年度から税務課が担当いたしますということなんです。これは今までも教育委員会のほうの担当で無理があるなと私も感じて、これは移すことについてはだめとは言いませんが、しかし、これをやられるにはちゃんと条例に基づいてやらねばいけないじゃないかと思うんですが、このたびの議案見ますと、条例にも載ってありませんが、こういうことは果たしていいんでしょうか。私は、非常に疑問があるんですけども、妥当でしょうか。そのことについてお聞きします。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。当然、課の業務の関係の変更になりますので条例変更が必要になると思っております。これについては、今回予算に当たってはこの課をここで論議してるものではございませんので、予算のほうでは問題ないと思っておりますが、実際にそこを税務課で動かすことになれば必要になってくる。その関係で申しわけないんですけども、最終日のほうにこの分とあわせてちょっとほかのこともありますので、追加提案をさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 確認ですが、最終日で追加議案を出されるということですね、条

例の。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） そのように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第 3 1 号、平成 2 7 年度南部町農業集落排水事業特別会計予算、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） それでは、議案第 3 2 号、平成 2 7 年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 続けます。議案第 3 3 号、平成 2 7 年度南部町公共下水道事業特別会計予算、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第 3 4 号、平成 2 7 年度南部町太陽光発電事業特別会計予算、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第 3 5 号、平成 2 7 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第 3 6 号、平成 2 7 年度南部町水道事業会計予算。

5 番、植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） 町長の所信表明の中で、落合浄水場に接続後の事業収支を検討しながら料金統合へのロードマップを公共料金審議会にお諮りするということですが、私、この公共料金審議会に諮る前にその状況を議会に説明する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。諮る前に議会に云々ということですがけれども、これは予算の審議を通じて当然そういうことになろうと思います。議会のほうで御審議をいただく、予算の審議を通じて状況を御報告するようなことにならないかと思っております。27年

度に完成しますので、とにかくできるだけ早く完成させて落合浄水場の不可の状況がどの程度改善するのか、そういう見通しを一刻も早く持ちたいというように思っております。ですから、早ければ28年度の当初予算では一定の方向がお示しできるのではないかなと思っておりますけど、工事もありますのでできるだけ早くということをおっしゃっております。当然、議会の審議をいただき、それから公共料金審議会にはこういうロードマップで料金統一を図りたいというようなことを提案をしていくわけでありますから、議会抜きでそういうことが進むとも思っておりませんので、御安心ください。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第37号、平成27年度南部町病院事業会計予算、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第38号、平成27年度南部町在宅生活支援事業会計予算、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第39号、南部町まちづくり計画の変更について、質疑ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） まちづくりの計画について変更案が出てきました。これは資料の中では、合併後どのような事業を行ってきて、今後、5年間延びるといのが出たんです。町長、今回平成27年度の予算が、地方創生が大きな柱になると、こう言われていますよね。こういう意見が出ています。10年前に合併の大嵐が吹いて、合併をしなければ大変なことになるといって合併した町が今、地方創生を前にして増田レポートでそこが消滅すると言われていたところが多いと、あの合併は一体何だったのだろうかということが言われているわけですよね。

南部町まちづくりを5年延長するについてお聞きしたいのは、合併をして財政規模が小さくなるんだけど、算定がえがあった、合併特例債があった、基金も積めれた、こういうふうなことがあったんだけど、確かに町の財政は潤ったかもしれませんが、それが全町民に対して合併がよかったというところについての、私は総括が要るのではないかなと思うんですよ。1つに見れば、ほとんど今後算定がえの問題もなってきたら、5年後たったら投資するものというのがなくなるのかなと思うけど、そうでもないですよ。道路とか公共下水の維持費とかいっぱいあると

思うんですけども、そういうところを踏まえて、そういう意味では財政的にもそうだし、確かに町の財政は潤ったんだけど、住民生活どうかという点についてでも1年間かけて総括するというふうにならないでしょうかということです。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。合併してよかった、よかったといっても何がよかったのかという疑問がある方に言わせれば、そういう総括してみということもあるのではないかと、おっしゃることはよく理解できますが、今、そういうことがどうかということは考えておりません、考えていない。とにかく新しい南部町になってみんながよかったと言っただけのように頑張るといってありまして、今、総括する必要があるのか。仮に総括していけんかったら試みてどうしようもないわけでありまして、これは前に進むより手がない、いい町をつくっていくより手がないと、こういうことあります。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は、町長、総括して悪いところ探せと言ってるん違うんですよ。合併をもとに戻せと言ってるわけでもないんです。お互いよかったと思ってる人も、ここはよくなかったと思う人も、力合わせていい町をつくっていくということには共感するわけなんです。そういう立場でみんなが進むべきだろうということも要るわけですよ。でも、町長の今の答弁はがむしゃらっていうんじゃないですか、いい意味じゃないな。がむしゃらではちょっとよ過ぎるな、ですよ。どこが問題かもわからずに次に取り組むといっても、どういう方向に取り組むかというところ出てこないんじゃないでしょうか。そういうことを言ってるんですよ。だから、そういう意味では多額のお金を投資してやってきてどこがよかって、どこが課題なのか。町長が言ってるのには、町財政にはよかったというのよくわかるんです。でも、よかったのは人件費を削ってきたからよかったわけですよ。そういうことを考えた場合に、私は、多額のお金投じてきて合併でいいと思ってつくってきたことに対する総括が必要だということを指摘しておきたいと思えます。

○議長（秦 伊知郎君） 意見ですね。

以上で終わりにしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

また、明日6日は定刻より、一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。
本日はどうも御苦労さんでした。

午後4時53分散会
